

## 付 議 第 1 号

### 高知県教員育成指標の改訂に関する議案

高知県教員育成指標を別紙のとおり改訂することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(36)前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要であると認める事項を決定すること。

高知県教員育成指標「教諭」

別紙

経験段階(教職経験)			新規採用期(0～1年)	若年前期(2～4年)
求められる資質・能力			教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。	
領域	能力	項目	教科指導、生徒指導及び学級経営など、職務遂行に必要な基礎的な知識・技能を理解・習得し、管理職や教職員に報告・連絡・相談しながら、業務に取り組みすることができる。	教科指導、生徒指導、学級経営及び校務分掌など、職務遂行に必要な実践的な知識・技能を習得・活用し、より適切な指導力を発揮するとともに、積極的・協働的に業務に取り組むことができる。
学級・HR経営力	A 集団を高める力	① 児童生徒との信頼関係の構築	児童生徒との関わり方を理解し、愛情をもって公平かつ受容的に関わることができる。	児童生徒との関わり方の重要性を認識し、積極的かつ共感的にコミュニケーションを図ることができる。
		② 児童生徒間の人間関係の構築	児童生徒の人権を尊重し、児童生徒間のコミュニケーションを促進することができる。	児童生徒の自己肯定感を高め、互いの良さや可能性を発揮できるような集団づくりに取り組むことができる。
		③ 児童生徒理解	児童生徒理解の意義や重要性を理解し、児童生徒一人一人に積極的に向き合い、共感的理解に努めることができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解を示すことができる。
	B 一人一人の能力を高める力	④ 発達支持的生徒指導※1	全ての児童生徒の発達を支援する視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	全ての児童生徒が自発的・主体的に自ら発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。
		⑤ 特別な配慮を要する児童生徒への対応※2	保護者等との信頼関係を構築するとともに、児童生徒一人一人の実態を把握し、個や集団に応じた指導に生かすことができる。	校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行うことができる。
	C 授業実践・改善力	⑥ 授業構想	学習指導要領を理解し、単元(題材)や1単位時間において育成すべき資質・能力(ねらい)を明確にし、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導計画を立てることができる。	育成すべき資質・能力や児童生徒の実態、他教科との関連を踏まえ、学習の系統性を明確にし、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導計画を立てることができる。
		⑦ 指導技術の工夫	発問や板書等の基本的な指導技術を身に付け、個別最適な学びと協働的な学びを充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業の実践に努めることができる。	児童生徒の理解度や反応を把握しながら、個別最適な学びと協働的な学びを充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を実践することができる。
		⑧ 学習評価と改善	学習評価の意義や方法について理解し、児童生徒の学習状況を把握しながら授業を進めることができる。	学習評価を生かした学習指導について理解し、指導方法の工夫・改善に取り組むことができる。
		⑨ 専門性の追究	学習指導要領を理解するとともに、研究会や書籍等から基礎的な知識・技能を学ぶことができる。	学習指導要領を理解するとともに、研究会や書籍等から積極的に学ぶことができる。
	D 専門性探究力	⑩ 校内研究の推進	自校の研究テーマを理解し、テーマに基づいた実践・研究に取り組むことができる。	自校の研究テーマに基づき、実践・研究に意欲的に取り組むことができる。
E ICT活用指導力		⑪ ICTや教育データの効果的な活用	ICT活用や情報モラルに関する基礎的・基本的な知識や技術を身に付け、授業のねらいを達成するために、ICTや教育データを活用して授業に取り組むことができる。	各教科等の指導におけるICT活用や情報モラルの基本的な考え方を理解し、授業のねらいを達成するために、ICTや教育データを活用して授業を効果的に実践することができる。
チームマネジメント力	F 協働性・同僚性の構築力	⑫ 保護者・地域・関係機関等との連携・協働	「チーム学校」としての連携の意義や重要性を理解し、協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。
		⑬ 教職員間の連携・協働	「報告・連絡・相談」や「連携・協働」の意義を理解し、管理職や教職員の助言を生かしながら、業務に取り組むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、課題解決に向けて、教職員と連携・協働して業務に取り組むことができる。
	G 組織貢献力	⑭ 学校組織の理解・運営	組織の特性や運営体制を理解し、職務に忠実に励むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、組織運営に積極的に参加することができる。
		⑮ 業務遂行・進捗管理	校務分掌等の業務に必要な知識・技能を理解・習得し、ICTを活用して担当する業務を計画的に遂行することができる。	校務分掌等の業務の工夫改善に努めながら、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。
		⑯ 人材育成	学び続ける教員としての意識をもち、学校内外の研修や自己啓発活動に意欲的に取り組むことができる。	自らの課題を見出し、先輩教職員の助言を参考に、その改善に向け、意欲的に取り組むことができる。
⑰ 危機管理・安全管理	学校安全に関する基礎的な知識を身に付け、危機を察知し、迅速かつ適切に対応することができる。	危機管理の重要性や自身の役割を理解し、児童生徒の安全管理のために迅速かつ適切に対応することができる。		
セルフマネジメント力	H 自己管理能力	⑱ 法令遵守	教育公務員として、法令遵守の意義や重要性を理解し、行動することができる。	教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解し、常に法令遵守を意識して行動することができる。
		⑲ 倫理観・社会性	倫理観や社会性を身に付け、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。
		⑳ 郷土愛	高知県の風土や歴史に興味・関心や愛着をもち、教育活動に取り組むことができる。	高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。
		㉑ ワーク・ライフ・バランス	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。
	I 自己変革力	㉒ 使命感・責任感	教育公務員としての職責を理解して、公正な判断をし、行動することができる。	教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、行動することができる。
㉓ 自己啓発	常に教育に関する情報に関心をもって自己研鑽に努め、管理職や教職員の助言を謙虚に受け止め、自己の成長につなぐことができる。	国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。		

若年後期(5～9年)	中堅期(10年～)	発展期(20年～)
教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。		
職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等における自己の役割を自覚し、若年教員への助言を意識して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等において中心的役割を担うなど、ミドルリーダーとしての実践的指導力を発揮して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な高度な知識・技能を習得・活用するとともに、研究体制及び支援体制等の組織運営や、教職員への適切な指導・助言を行うなど、全校の視野に立った実践的指導力を発揮して、業務に取り組むことができる。
児童生徒の実態等を多面的・多角的に理解し、指導・支援に適切に生かすことができる。	教育相談等の手法等を効果的に活用し、場面や状況に応じた適切な対応を行うとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。	児童生徒の実態に応じた適切な対応について、組織的に推進することができる。
児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような集団づくりに取り組むことができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような取組を計画的に進めることができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような取組について、教職員相互の共通理解を図り、組織的に推進することができる。
児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解に基づき対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現を支援する適切な指導方針を立てて対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現に向けて教職員相互の共通理解を図るなど、複眼的な広い視野から児童生徒を捉え、組織的に対応することができる。
全ての児童生徒が自発的・主体的に自ら発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える働きかけについて教職員に指導・助言をすることができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える組織的な対応について教職員に指導・助言をすることができる。
校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行うとともに、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	保護者や専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援の在り方や校内支援体制について、具体的に提案をすることができる。	校長等の指示を受け、保護者や専門家・関係機関等との連携体制や校内支援体制を整備し、その運営に取り組むことができる。
育成すべき資質・能力や児童生徒の実態を踏まえ、教科等横断的な視点を持ち、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導計画を立てることができる。	教科等横断的な授業構想等カリキュラム・マネジメントの視点に立ち、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導計画を立てるとともに、教員に対して指導・助言をすることができる。	
児童生徒の実態や授業の展開に応じた適切な手立てを講じながら、個別最適な学びと協働的な学びを充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を実践することができる。	個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を実践するとともに、他の教員の授業を評価し、指導・助言をすることができる。	
適切な学習評価を行い、指導方法の工夫・改善に生かすことができる。	適切な学習評価や授業改善を実施するとともに、他の教員に対して授業設計・実践・評価・改善等の指導・助言をすることができる。	授業設計・実践・評価・改善等を繰り返し、学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、学校全体での取組を推進することができる。
今日的な教育の動向を把握し、求められる専門性を追求することができる。	今日的な教育の動向を把握し、求められる専門性をさらに高めるとともに、教員に対して指導・助言をすることができる。	
研究会等で得た情報を校内で発信し、課題改善に向けた具体的な提案をすることができる。	校内研究の企画・運営の中心的な役割を担い、学校全体の研究を推進することができる。	教員の経験や個性を考慮しながら指導・助言をし、学校全体の研究を推進することができる。
各教科等の指導において、教育データを活用して学習の改善を図るとともに、情報モラルに留意し、単元全体を見通した授業デザインにICTの活用を位置付け、効果的に実践することができる。	情報社会の動向を積極的に把握し、教育データを活用して学習の改善を図るとともに、情報モラルに留意し、ICTを活用した工夫ある授業実践について、教員に対して指導・助言をすることができる。	
「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」としての連携を深め、地域とともに歩む学校づくりの積極的な推進に向けて、自らの意見を効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取ることができる。	
学年や分掌等における自己の役割を自覚し、課題解決に向けて、チームで対応することを意識して業務に取り組むことができる。	学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて、他者との協力や関わり、連携協働を通じて、リーダーシップを発揮し、課題を解決することができる。	
組織の特性や教職員の立場を理解し、組織運営を計画的に進めることができる。	組織の特性や教職員の強み・弱みを見取り、それらを生かした機能的な組織運営に向けて、自らの役割を果たすことができる。	
校務分掌等の業務の工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回し、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。	校務分掌等の業務の効率的・効果的な遂行に向け、ICTを効果的に活用するなど積極的に工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回すとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	
教職員の教育実践について、学び合う意識をもって評価し、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	自校の諸課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	
安全対策等の手法を身に付け、場面や状況に応じて、迅速かつ適切に対応することができる。	安全や教育効果に配慮した環境を整備するとともに、危機の早期発見、早期対応に向け、適切な対応策を講じることができる。	危機の早期発見、早期対応に率先して取り組むとともに、学校における危機管理体制を点検し、改善につなぐことができる。
教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解し、常に法令遵守を意識して行動することができる。	教育公務員として、常に法令遵守を意識し他の教職員の模範となるよう行動するとともに、その重要性を教職員に助言をすることができる。	
倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行するとともに、教職員に助言をすることができる。	
高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。	高知県の風土や歴史について理解を深め、高知県の文化、伝統等の発展に貢献することができる。	
健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。	健康的な生活習慣のもと、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送るとともに、働き方や心身の健康について、教職員に適切な助言をすることができる。	
教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、行動することができる。	教育公務員としての誇りと自覚を深め、学校教育目標の実現や課題解決に向けて、主体的に学校運営に関わることができる。	
国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。	自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができる。	

※1 令和4年12月に改訂された生徒指導要領の新たな概念として示されたもの。発達支持的生徒指導では、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に児童生徒が自発的・主体的に自ら発達させる過程を学校や教職員がいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を通じて、自己理解力、コミュニケーション力、共感性等を含む社会的資質・能力を育成する。

※2 特別支援教育の視点に加え、課題の前兆行動が見られる一部の児童生徒を対象とした課題予防的生徒指導や深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助を行う困難課題対応的生徒指導を含む。

# 高知県教員育成指標「養護教諭」

# 別紙

経験段階(教職経験)			新規採用期(0~1年)	若年前期(2~4年)	
求められる資質・能力			教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。		
			教科指導、生徒指導及び学級経営など、職務遂行に必要な基礎的な知識・技能を理解・習得し、管理職や教職員に報告・連絡・相談しながら、業務に取り組むことができる。	教科指導、生徒指導、学級経営及び校務分掌など、職務遂行に必要な実践的な知識・技能を習得・活用し、より適切な指導力を発揮するとともに、積極的に業務に取り組むことができる。	
領域	能力	項目			
学級・HR経営力	A 集団を高める力	① 児童生徒との信頼関係の構築	児童生徒との関わり方を理解し、愛情をもって公平かつ受容的に関わるができる。	児童生徒との関わり方の重要性を認識し、積極的かつ共感的にコミュニケーションを図ることができる。	
		② 児童生徒間の人間関係の構築	児童生徒の人権を尊重し、児童生徒間のコミュニケーションを促進することができる。	児童生徒の自己肯定感を高め、互いの良さや可能性を發揮できるような集団づくりに取り組むことができる。	
	B 一人一人の能力を高める力	③ 児童生徒理解	児童生徒理解の意義や重要性を理解し、児童生徒一人一人に積極的に向き合い、共感的理解に努めることができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解を示すことができる。	
		④ 発達支持的生徒指導※1	全ての児童生徒の発達を支援する視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	
		⑤ 特別な配慮を要する児童生徒への対応※2	保護者等との信頼関係を構築するとともに、児童生徒一人一人の実態を把握し、個や集団に応じた指導に生かすことができる。	校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行うことができる。	
専門領域に関する力	C 保健管理に関する力	⑥ 救急処置、健康診断、健康観察、疾病の管理と予防、学校環境衛生	救急処置等を適切に行うとともに、健康観察や健康診断等の意義を理解し、健康課題を把握することができる。	健康観察や健康診断等を円滑に実施し、児童生徒の健康に関する情報を総合的に把握するとともに、課題解決を図るための取組を行うことができる。	
	D 保健教育の実践に関する力	⑦ 保健教育、啓発活動	保健教育における養護教諭の役割を理解し、保健教育の実施や資料提供などを、担当教諭と連携して行うことができる。	学習指導要領や児童生徒の実態に基づいた保健教育を実施することができる。	
	E 健康相談に関する力	⑧ 心身の健康課題への対応、児童生徒支援に当たつての関係者との連携	健康相談の基本的なプロセスを理解し、児童生徒の実態に応じた健康相談を実施することができる。	校内における事例検討会を開催するなど、健康課題の解決に向けてコーディネーター的役割を果たすことができる。	
	F 保健室経営に関する力	⑨ 保健室経営	保健室経営の基本について理解し、児童生徒の実態を踏まえた保健室経営に取り組むことができる。	学校教育目標及び学校保健目標、児童生徒の実態を踏まえた保健室経営計画が立案できる。	
	G 保健組織活動に関する力	⑩ 学校保健委員会、児童生徒保健委員会、PTA保健活動	保健組織活動の意義を理解し、担任や保護者・関係機関等と連携した学校保健活動を行うことができる。	教職員の共通理解を図り、校内研修を実施するなど、組織的な学校保健活動に取り組むことができる。	
	H ICT活用指導力	⑪ ICTの効果的な活用	ICT活用に関する基礎的・基本的な知識や技術を身に付け、保健教育のねらいを達成するために、ICTを活用して取り組むことができる。	保健教育におけるICT活用の基本的な考え方を理解し、ねらいを達成するために、ICTを活用して効果的に実践することができる。	
	チームマネジメント力	I 協働性・同僚性の構築力	⑫ 保護者・地域・関係機関等との連携・協働	「チーム学校」としての連携の意義や重要性を理解し、協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。
			⑬ 教職員間の連携・協働	「報告・連絡・相談」や「連携・協働」の意義を理解し、管理職や教職員の助言を生かしながら、業務に取り組むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、課題解決に向けて、教職員と連携・協働して業務に取り組むことができる。
J 組織貢献力		⑭ 学校組織の理解・運営	組織の特性や運営体制を理解し、職務に忠実に励むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、組織運営に積極的に参加することができる。	
		⑮ 業務遂行・進捗管理	校務分掌等の業務に必要な知識・技能を理解・習得し、ICTを活用して担当する業務を計画的に遂行することができる。	校務分掌等の業務の工夫改善に努めながら、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。	
		⑯ 人材育成	学び続ける教員としての意識をもち、学校内外の研修や自己啓発活動に意欲的に取り組むことができる。	自らの課題を見い出し、先輩教職員の助言を参考に、その改善に向け、意欲的に取り組むことができる。	
セルフマネジメント力	K 自己管理能力	⑰ 危機管理・安全管理	学校安全に関する基礎的な知識を身に付け、危機を察知し、迅速かつ適切に対応することができる。	危機管理の重要性や自身の役割を理解し、児童生徒の安全管理のために迅速かつ適切に対応することができる。	
		⑱ 法令遵守	教育公務員として、法令遵守の意義や重要性を理解し、行動することができる。	教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解し、常に法令遵守を意識して行動することができる。	
		⑲ 倫理観・社会性	倫理観や社会性を身に付け、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。	
	L 自己変革力	⑳ 郷土愛	高知県の風土や歴史に興味・関心や愛着をもち、教育活動に取り組むことができる。	高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。	
		㉑ ワーク・ライフ・バランス	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。	
		㉒ 使命感・責任感	教育公務員としての職責を理解して、公正な判断をし、行動することができる。	教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、行動することができる。	
		㉓ 自己啓発	常に教育に関する情報に関心をもって自己研鑽に努め、管理職や教職員の助言を謙虚に受け止め、自己の成長につなぐことができる。	国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。	

若年後期(5~9年)	中堅期(10年~)	発展期(20年~)
教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。		
職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等における自己の役割を自覚し、若年教員への助言を意識して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等において中心的役割を担うなど、ミドルリーダーとしての実践的指導力を発揮して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な高度な知識・技能を習得・活用するとともに、研究体制及び支援体制等の組織運営や、教職員への適切な指導・助言を行うなど、全校的視野に立った実践的指導力を発揮して、業務に取り組むことができる。
児童生徒の実態等を多面的・多角的に理解し、指導・支援に適切に生かすことができる。	教育相談等の手法等を効果的に活用し、場面や状況に応じた適切な対応を行うとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。	児童生徒の実態に応じた適切な対応について、組織的に推進することができる。
児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を發揮できるような集団づくりに取り組むことができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を發揮できるような取組を計画的に進めることができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を發揮できるような取組について、教職員相互の通理解を図り、組織的に推進することができる。
児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解に基づき対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現を支援する適切な指導方針を立てて対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現に向けて教職員相互の共通理解を図るなど、複眼的な広い視野から児童生徒を捉え、組織的に対応することができる。
全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える働きかけについて教職員に指導・助言をすることができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える組織的な対応について教職員に指導・助言をすることができる。
校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行うとともに、先輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	保護者や専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援の在り方や校内支援体制について、具体的に提案をすることができる。	校長等の指示を受け、保護者や専門家・関係機関等との連携体制や校内支援体制を整備し、その運営に取り組むことができる。
日常の救急、学校事故・災害等に備えた予防的措置、健康に関する危機管理等について、組織的な対応が図られるように指導的役割を果たすことができる。	健康観察や健康診断等を円滑に実施し、児童生徒の健康に関する情報を総合的に把握するとともに、課題解決を図るための組織的な取組を行うことができる。	健康観察や健康診断等を円滑に実施し、児童生徒の健康に関する情報を総合的に把握するとともに、地域レベルでの保健管理を推進することができる。
学習指導要領や児童生徒の実態に基づいた保健教育を実施することができる。	学習指導要領や児童生徒の実態に基づき、養護教諭の専門性を生かした保健教育を実施することができる。	特別活動、総合的な学習の時間及び道德等における保健に関する指導計画の策定に参照することができる。
校内における事例検討会を開催するなど、健康課題の解決に向けてコーディネーター的役割を果たすことができる。	関係機関等と連携した健康相談を組織的に実施するため、コーディネーター的役割を果たすことができる。	
保健室経営を適切に行い、評価及び改善に努めることができる。	保健室経営について教職員に周知を図り、連携した保健室経営に努めることができる。	
教職員の共通理解を図り、校内研修を実施するなど、組織的な学校保健活動に取り組むことができる。	学校保健委員会等の企画・運営に参画し、内容の工夫・改善を図ることができる。	
保健教育においてICTの活用を位置付け、効果的に実践することができる。	情報社会の動向を積極的に把握し、ICTを活用した工夫ある保健教育の実践について、教員に対して指導・助言することができる。	
「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」としての連携を深め、地域とともに歩む学校づくりの積極的な推進に向けて、自らの意見を効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取ることができる。	
学年や分掌等における自己の役割を自覚し、課題解決に向けて、チームで対応することを意識して業務に取り組むことができる。	学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて、他者との協力や関わり、連携協働を通じて、リーダーシップを發揮し、課題を解決することができる。	
組織の特性や教職員の立場を理解し、組織運営を計画的に進めることができる。	組織の特性や教職員の強み・弱みを見取り、それらを生かした機能的な組織運営に向けて、自らの役割を果たすことができる。	
校務分掌等の業務の工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回し、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。	校務分掌等の業務の効率的・効果的な遂行に向け、ICTを効果的に活用するなど積極的に工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回すとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	
教職員の教育実践について、学び合う意識をもって評価し、先輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	自校の諸課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	
安全対策等の手法を身に付け、場面や状況に応じて、迅速かつ適切に対応することができる。	安全や教育効果に配慮した環境を整備するとともに、危機の早期発見、早期対応に向け、適切な対応策を講じることができる。	危機の早期発見、早期対応に率先して取り組むとともに、学校における危機管理体制を点検し、改善につなぐことができる。
教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解し、常に法令遵守を意識して行動することができる。	教育公務員として、常に法令遵守を意識し他の教職員の模範となるよう行動するとともに、その重要性を教職員に助言をすることができる。	
倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもって職務を遂行するとともに、教職員に助言をすることができる。	
高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。	高知県の風土や歴史について理解を深め、高知県の文化、伝統等の発展に貢献することができる。	
健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。	健康的な生活習慣のもと、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送るとともに、働き方や心身の健康について、教職員に適切な助言をすることができる。	
教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、行動することができる。	教育公務員としての誇りと自覚を深め、学校教育目標の実現や課題解決に向けて、主体的に学校運営に関わることができる。	
国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。	自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができる。	

※1 令和4年12月に改訂された生徒指導要領の新たな概念として示されたもの。発達支持的生徒指導では、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程を学校や教職員がいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を通して、自己理解力、コミュニケーション力、共感性等を含む社会的資質・能力を育成する。

※2 特別支援教育の視点に加え、課題の前兆行動が見られる一部の児童生徒を対象とした課題予防的生徒指導や深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助を行う困難課題対応的生徒指導を含む。

# 高知県教員育成指標「栄養教諭」

別紙

経験段階(教職経験)		新規採用期(0~1年)		若年前期(2~4年)	
求められる資質・能力		教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。			
領域	能力	項目		教科指導、生徒指導及び学級経営など、職務遂行に必要な基礎的な知識・技能を理解・習得し、管理職や教職員に報告・連絡・相談しながら、業務に取り組むことができる。	教科指導、生徒指導、学級経営及び校務分掌など、職務遂行に必要な実践的な知識・技能を習得・活用し、より適切な指導力を発揮するとともに、積極的・協働的に業務に取り組むことができる。
		項目		教科指導、生徒指導、学級経営及び校務分掌など、職務遂行に必要な実践的な知識・技能を習得・活用し、より適切な指導力を発揮するとともに、積極的・協働的に業務に取り組むことができる。	教科指導、生徒指導、学級経営及び校務分掌など、職務遂行に必要な実践的な知識・技能を習得・活用し、より適切な指導力を発揮するとともに、積極的・協働的に業務に取り組むことができる。
学級・HR経営力	A 集団を高める力	① 児童生徒との信頼関係の構築	児童生徒との関わり方を理解し、愛情をもって公平かつ受容的に関わるができる。	児童生徒との関わり方の重要性を認識し、積極的かつ共感的にコミュニケーションを図ることができる。	
		② 児童生徒間の人間関係の構築	児童生徒の人権を尊重し、児童生徒間のコミュニケーションを促進することができる。	児童生徒の自己肯定感を高め、互いの良さや可能性を發揮できるような集団づくりに取り組むことができる。	
	B 一人一人の能力を高める力	③ 児童生徒理解	児童生徒理解の意義や重要性を理解し、児童生徒一人一人に積極的に向き合い、共感的理解に努めることができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解を示すことができる。	
		④ 発達支持的生徒指導※1	全ての児童生徒の発達を支援する視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	
		⑤ 特別な配慮を要する児童生徒への対応※2	保護者等との信頼関係を構築するとともに、児童生徒一人一人の実態を把握し、個や集団に応じた指導に生かすことができる。	校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行うことができる。	
専門領域に関する力	C 食に関する指導力	⑥ 給食の時間における食に関する指導、教科等における食に関する指導	学校給食を生きた教材として活用する意義や方法、授業づくりの基本を理解し、指導に生かすことができる。	学習指導要領や児童生徒の実態に基づいた指導の必要性を理解し、食育の視点を位置付けた指導ができる。	
		⑦ 個別的な相談指導	栄養教諭が行う相談指導について理解するとともに、児童生徒の食に関する健康課題に応じた相談指導をすることができる。	病態やスポーツ栄養に関する基礎的な知識を習得するとともに、児童生徒の食に関する健康課題に応じた相談指導をすることができる。	
	D 学校給食の管理に関する力	⑧ 栄養管理	成長期の栄養管理の方法や学校給食摂取基準等について理解し、献立作成に生かすことができる。	児童生徒の食生活状況の把握、学校給食摂取基準に基づいて作成した献立を評価し、改善することができる。	
		⑨ 衛生管理	学校給食の衛生管理の基礎・基本を理解し、具体的な対応方法を考えることができる。	学校給食衛生管理基準に基づいた調理従事者への衛生管理指導、施設設備の改善を適切に行うことができる。	
	E 連携・調整力	⑩ 食に関する指導、学校給食の管理	全体計画や年間指導計画、年間献立計画について理解し、計画作成に主体的に関わることができる。	指導計画を踏まえ、学級担任等と連携を図り、指導や資料提供をすることができる。同時に、計画の作成、改善に専門的な立場で参画することができる。	
	F 専門性探究力	⑪ 専門性の追究	学習指導要領を理解するとともに、研究会や書籍等から基礎的な知識・技能を学ぶことができる。	学習指導要領を理解するとともに、研究会や書籍等から積極的に学ぶことができる。	
	G ICT活用指導力	⑫ ICTの効果的な活用	ICT活用に関する基礎的・基本的な知識や技術を身に付け、ICTを活用して食育に取り組むことができる。	ICT活用の基本的な考え方を理解し、指導のねらいを達成するために、ICTを活用して効果的な食育を実践することができる。	
チームマネジメント力	H 協働性・同僚性の構築力	⑬ 保護者・地域・関係機関等との連携・協働	「チーム学校」としての連携の意義や重要性を理解し、協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。	
		⑭ 教職員間の連携・協働	「報告・連絡・相談」や「連携・協働」の意義を理解し、管理職や教職員の助言を生かしながら、業務に取り組むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、課題解決に向けて、教職員と連携・協働して業務に取り組むことができる。	
	I 組織貢献力	⑮ 学校組織の理解・運営	組織の特性や運営体制を理解し、職務に忠実に励むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、組織運営に積極的に参加することができる。	
		⑯ 業務遂行・進捗管理	校務分掌等の業務に必要な知識・技能を理解・習得し、ICTを活用して担当する業務を計画的に遂行することができる。	校務分掌等の業務の工夫改善に努めながら、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。	
セルフマネジメント力	J 自己管理能力	⑰ 人材育成	学び続ける教員としての意識をもち、学校内外の研修や自己啓発活動に意欲的に取り組むことができる。	自らの課題を見出し、先輩教職員の助言を参考に、その改善に向け、意欲的に取り組むことができる。	
		⑱ 危機管理・安全管理	学校安全に関する基礎的な知識を身に付け、危機を察知し、迅速かつ適切に対応することができる。	危機管理の重要性や自身の役割を理解し、児童生徒の安全管理のために迅速かつ適切に対応することができる。	
		⑲ 法令遵守	教育公務員として、法令遵守の意義や重要性を理解し、行動することができる。	教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解し、常に法令遵守を意識して行動することができる。	
	K 自己変革力	⑳ 倫理観・社会性	倫理観や社会性を身に付け、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。	
		㉑ 郷土愛	高知県の風土や歴史に興味・関心や愛着をもち、教育活動に取り組むことができる。	高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。	
		㉒ ワーク・ライフ・バランス	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。	

若年後期(5~9年)		中堅期(10年~)		発展期(20年~)	
教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。		教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。			
職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等における自己の役割を自覚し、若年教員への助言を意識して、業務に取り組むことができる。		職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等において中心的役割を担うなど、ミドルリーダーとしての実践的指導力を発揮して、業務に取り組むことができる。		職務遂行に必要な高度な知識・技能を習得・活用するとともに、研究体制及び支援体制等の組織運営や、教職員への適切な指導・助言を行うなど、全校的視野に立った実践的指導力を発揮して、業務に取り組むことができる。	
児童生徒の実態等を多面的・多角的に理解し、指導・支援に適切に生かすことができる。	教育相談等の手法等を効果的に活用し、場面や状況に応じた適切な対応を行うとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。	児童生徒の実態にに応じた適切な対応について、組織的に推進することができる。	児童生徒の自発的・自立的な活動を通して互いの良さや可能性を發揮できるような取組を計画的に進めることができる。	児童生徒の自発的・自立的な活動を通して互いの良さや可能性を發揮できるような取組について、教職員相互の共通理解を図り、組織的に推進することができる。	
児童生徒の自発的・自立的な活動を通して互いの良さや可能性を發揮できるような集団づくりに取り組むことができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現に向けて教職員相互の共通理解を図るなど、複眼的な広い視野から児童生徒を捉え、組織的に対応することができる。	児童生徒の自発的・自立的な活動を通して互いの良さや可能性を發揮できるような取組について、教職員相互の共通理解を図るなど、複眼的な広い視野から児童生徒を捉え、組織的に対応することができる。	児童生徒の自発的・自立的な活動を通して互いの良さや可能性を發揮できるような取組について、教職員相互の共通理解を図るなど、複眼的な広い視野から児童生徒を捉え、組織的に対応することができる。	児童生徒の自発的・自立的な活動を通して互いの良さや可能性を發揮できるような取組について、教職員相互の共通理解を図るなど、複眼的な広い視野から児童生徒を捉え、組織的に対応することができる。	
全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える働きかけについて教職員に指導・助言をすることができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える組織的な対応について教職員に指導・助言をすることができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える組織的な対応について教職員に指導・助言をすることができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える組織的な対応について教職員に指導・助言をすることができる。	
校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行うとともに、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	保護者や専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援の在り方や校内支援体制について、具体的に提案することができる。	保護者や専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援の在り方や校内支援体制について、具体的に提案することができる。	校長等の指示を受け、保護者や専門家・関係機関等との連携体制や校内支援体制を整備し、その運営に取り組むことができる。	校長等の指示を受け、保護者や専門家・関係機関等との連携体制や校内支援体制を整備し、その運営に取り組むことができる。	
学習指導要領や児童生徒の実態に基づいた指導、学校給食を生きた教材として活用した指導を行うために教材・教具等を工夫することができる。	学習指導要領や児童生徒の実態に基づき、栄養教諭の専門性を生かした指導をするとともに、適切に評価することができる。	学習指導要領や児童生徒の実態に基づき、栄養教諭の専門性を生かした指導をするとともに、適切に評価することができる。	病態やスポーツ栄養に関する基礎的な知識を活用し、家庭や地域の背景、児童生徒の食に関する知識・理解度等を考慮した指導を行うことができる。	病態やスポーツ栄養に関する専門性を高め、効果的な個別指導を工夫、改善することができる。	
学校給食摂取基準に基づいた栄養管理のもと、教科等の学習内容と関連付けた献立作成を行うことができる。	地域の実態に応じた、児童生徒の健康状態の改善につながる栄養管理を行うことができる。	地域の実態に応じた、児童生徒の健康状態の改善につながる栄養管理を行うことができる。	学校給食衛生管理基準に基づいた調理従事者への衛生管理指導、施設設備の改善を適切に行うことができる。	学校給食衛生管理基準に基づいた改善策を提案するとともに、教職員への適切な指導・助言をすることができる。	
栄養教諭の役割について理解を深め、学校における食育推進の中核的な役割を果たすことができる。	教職員・家庭・地域・関係機関等と連携し、校内はもとより、校外における食育や学校給食の推進体制を活用することができる。	教職員・家庭・地域・関係機関等と連携し、校内はもとより、校外における食育や学校給食の推進体制を活用することができる。	学校給食や教育の動向を把握し、求められる専門性を追究し、自校の課題改善に向けた具体的な提案をすることができる。	学校給食や教育の動向を把握し、求められる専門性をさらに高めるとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。	
給食時間や各教科等の指導において、年間指導計画や単元全体を見通した授業デザインにICTの活用を位置付け、効果的な食育を実践することができる。	情報社会の動向を積極的に把握し、ICTを活用した工夫ある給食指導や授業実践について、教員に対して指導・助言をすることができる。	情報社会の動向を積極的に把握し、ICTを活用した工夫ある給食指導や授業実践について、教員に対して指導・助言をすることができる。	「チーム学校」としての連携を深め、地域とともに歩む学校づくりの積極的な推進に向けて、自らの意見を効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取ることができる。	「チーム学校」としての連携を深め、地域とともに歩む学校づくりの積極的な推進に向けて、自らの意見を効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取ることができる。	
学年や分掌等における自己の役割を自覚し、課題解決に向けて、チームで対応することを意識して業務に取り組むことができる。	学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて、他者との協力や関わり、連携協働を通じて、リーダーシップを發揮し、課題を解決することができる。	学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて、他者との協力や関わり、連携協働を通じて、リーダーシップを發揮し、課題を解決することができる。	組織の特性や教職員の立場を理解し、組織運営を計画的に進めることができる。	組織の特性や教職員の強み・弱みを見取り、それらを生かした機能的な組織運営に向けて、自らの役割を果たすことができる。	
教職員の教育実践について、学び合う意識をもって評価し、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	自校の諸課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	自校の諸課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	校務分掌等の業務の効率改善を図りながらPDCAサイクルを回し、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。	校務分掌等の業務の効率性・効果的な遂行に向け、ICTを効果的に活用するなど積極的に工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回すとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	
安全対策等の手法を身に付け、場面や状況に応じて、迅速かつ適切に対応することができる。	安全や教育効果に配慮した環境を整備するとともに、危機の早期発見、早期対応に向け、適切な対応策を講じることができる。	安全や教育効果に配慮した環境を整備するとともに、危機の早期発見、早期対応に向け、適切な対応策を講じることができる。	安全や教育効果に配慮した環境を整備するとともに、危機の早期発見、早期対応に率先して取り組むとともに、学校における危機管理体制を点検し、改善につなぐことができる。	安全や教育効果に配慮した環境を整備するとともに、危機の早期発見、早期対応に率先して取り組むとともに、学校における危機管理体制を点検し、改善につなぐことができる。	
教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解し、常に法令遵守を意識して行動することができる。	教育公務員として、常に法令遵守を意識し他の教職員の模範となるよう行動するとともに、その重要性を教職員に助言をすることができる。	教育公務員として、常に法令遵守を意識し他の教職員の模範となるよう行動するとともに、その重要性を教職員に助言をすることができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行するとともに、教職員に助言をすることができる。	
高知県の風土や歴史に興味・関心や愛着をもち、教育活動に取り組むことができる。	高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。	高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。	健康的な生活習慣のもと、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送るとともに、働き方や心身の健康について、教職員に適切な助言をすることができる。	
教育公務員としての職責を理解して、公正な判断をし、行動することができる。	教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、行動することができる。	教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、行動することができる。	教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、行動することができる。	教育公務員としての誇りと自覚を深め、学校教育目標の実現や課題解決に向けて、主体的に学校運営に関わるることができる。	
常に教育に関する情報に関心をもって自己研鑽に努め、管理職や教職員の助言を謙虚に受け止め、自己の成長につなぐことができる。	国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。	国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。	自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができる。	自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができる。	

※1 令和4年12月に改訂された生徒指導要領の新たな概念として示されたもの。発達支持的生徒指導では、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程を学校や教職員がいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を通じて、自己理解力、コミュニケーション力、感性性等を含む社会的資質・能力を育成する。

※2 特別支援教育の視点に加え、課題の前兆行動が見られる一部の児童生徒を対象とした課題予防的生徒指導や深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助を行う困難課題対応的生徒指導を含む。

高知県教員育成指標 管理職等  
「校長」「副校長・教頭」「主幹教諭」「指導教諭」

別紙

		校長	副校長・教頭	
求められる 資質・能力		トップリーダーとしての人間的魅力、教育に関するビジョン、強い使命感、時代をみる先見性、データに基づく課題発見能力、変革に挑む積極性、危機管理のできる判断力や行動力、経験に裏打ちされた見識等、管理職としての資質・指導力を発揮し、内外環境を活用して学校の教育力を最大化することができる。	人間的魅力をもったリーダー性、教育に関するビジョン、強い使命感、時代をみる先見性、データに基づく課題発見能力、変革に挑む積極性、危機管理のできる判断力や行動力、経験に裏打ちされた見識等、管理職としての資質・指導力を発揮することができる。	
A 資質	①	教育に関する確固とした理念や価値観をもっている。	① 教育に関する確固とした理念や価値観をもっている。	
	②	学校経営責任者としての自覚と教育に対する使命感をもって、責任を果たすことができる。	② 校長を補佐し、学校経営をする者としての自覚と使命感をもって責任を果たすことができる。	
	③	教育の動向や新しい教育に対する考え方を吸収し、学校経営に活用することができる。	③ 教育の動向や新しい教育に対する考え方を吸収し、学校運営に活用することができる。	
	④	児童生徒・保護者・教職員に対して、公平・公正な立場で、誠実に対応することができる。	④ 児童生徒・保護者・教職員に対して、公平・公正な立場で、誠実に対応することができる。	
	⑤	教職員・保護者・地域の人々から信頼を得ることができる。	⑤ 教職員・保護者・地域の人々から信頼を得ることができる。	
B 組織マネジメント	⑥	内外環境等のデータや情報の分析をもとに、明確な学校経営ビジョンを策定し、その実現に向けた経営戦略の構築及び組織づくりをすることができる。	⑥ 学校経営ビジョンの実現に向けて、組織をチームとして機能させることができる。	
	⑦	学校評価を行うとともに、PDCAの考え方にに基づき、教育活動の改善に結びつけることができる。	⑦ 学校評価を行うとともに、PDCAの考え方にに基づき、自校での取組の進捗管理をすることができる。	
	⑧	学校における働き方改革の推進の観点から、学校組織マネジメントの向上と教職員の意識改革を図るとともに、学校のデジタル化や業務の効率化・削減の取組目標を設定し、具体的な方策を示すことができる。	⑧ 学校における働き方改革の推進の観点から、教職員の意識改革を図り、学校のデジタル化や業務の効率化・削減についての取組を推進することができる。	
	C ネジキュラム・マ	⑨	教科等横断的な視点から教育課程の編成を図ることができる。	⑨ 教科等横断的な視点で、教育活動を推進できるよう教職員間の調整を行うことができる。
		⑩	児童生徒の姿や地域の現状等に基づき、教育課程のPDCAサイクルを確立し、機能させることができる。	⑩ 教育内容の質の向上に向けて、児童生徒の姿や地域の現状等を関連の調査や各種データ等に基づき把握することができる。
		⑪	学校経営ビジョンに基づく教育内容と教育活動を示し、その実現のために必要なICT環境や地域等の外部資源を活用する体制を整えることができる。	⑪ 自校のICT環境等、学校内外の資源を効果的に活用し、学校経営ビジョンに即した校内研修(研究)を主幹教諭等とともに推進することができる。
	D リスクマネジメント	⑫	児童生徒・教職員の健康・安全管理を適切に行うことができる。	⑫ 児童生徒・教職員の健康・安全管理を適切に行うことができる。
		⑬	突発的な事態や災害時に迅速かつ確かな判断や指示をすることができる。	⑬ 突発的な事態や災害時に校長を補佐し、的確な判断や指示をすることができる。
		⑭	学校で生じるであろう種々の危機事象を想定し、それに備える組織づくりをすることができる。	⑭ 学校で生じるであろう種々の危機事象を想定し、それに備える組織づくりを補佐することができる。
			児童生徒の個別の課題に対して校長を補佐し、支援を推進することができる。	⑮ 児童生徒の個別の課題に対して校長を補佐し、支援を推進することができる。
		⑮	校内外の連絡、情報共有体制を整えることができる。	⑯ 校内外の連絡、情報共有体制を活用することができる。
	E 地域等マネジメント	⑯	地域等にある人的資源や物的資源等の確保と活用により、地域と協働した教育活動を組織化することができる。	⑰ 地域等にある人的資源や物的資源等を活用するためのネットワークをつくることができる。
		⑰	地域の人々や関係機関等に積極的に情報発信し、学校の現状や課題、学校経営ビジョンについて共通理解を図ることができる。	⑱ 地域の人々や関係機関等に積極的に情報発信し、学校の現状や課題を説明することができる。
		⑱	校種間・学校間連携の体制を整えることができる。	⑲ 校種間・学校間連携を図るための連絡調整を行い、運営することができる。
	F 人材育成	⑲	教職員の育成を図るための校内指導体制を整えることができる。	⑳ 教職員の育成を図るための校内指導体制を運営することができる。
⑳		学校の教育活動をより効果的に達成するために教職員を適切に指導することができる。	㉑ 学校の教育活動をより効果的に達成するために教職員に対する適切な指導・助言をすることができる。	
㉑		教職員の評価を適切に実施し、フィードバックすることができる。	㉒ 教職員の評価を的確に実施することができる。	
㉒		教員育成指標等を活用し、教職員のよさと課題を把握し、それぞれの教職員に応じた育成・指導を行うことができる。	㉓ 教員育成指標を踏まえ、教職員に対して必要な情報を伝達・説明することができる。	
G ガバナンス	⑳	教職員の服務監督を適切に行うことができる。	㉔ 教職員の服務監督を適切に行うことができる。	
		教育の質の向上と教職員の健康増進に向け、ワーク・ライフ・バランスの取組を掲げ、業務改善に積極的に取り組むことができる。	㉕ 教育の質の向上と教職員の健康増進に向け、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進し、業務改善に積極的に取り組むことができる。	
	㉕	法令等に基づいた適正な学校経営をすることができる。	㉖ 校長を補佐し、法令等に基づいた適正な学校運営をすることができる。	
	㉖	県や市町村の教育行政方針を理解し、目標に向けて実践することができる。	㉗ 県や市町村の教育行政方針を理解し、目標に向けた取組の進捗管理をすることができる。	
		県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を教職員に説明し、学校経営に生かすことができる。	㉘ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。	

		主幹教諭	指導教諭
		命を受けた校務について、責任をもって取りまとめるとともに、教頭の代理や補佐を行い、調整能力を発揮して組織運営を活性化させることができる。	高い専門性と優れた指導力を身に付け、授業力の向上に向けて、研修・研究等の取組を全校的に推進することができる。
①	教育に関する理念や価値観を醸成する態度がある。	① 教育に関する理念や価値観を醸成する態度がある。	
②	命を受けた校務を自覚し、遂行する使命感をもって責任を果たすことができる。	② 教諭等のリーダーとしての自覚と使命感をもっている。	
③	教育に関する新しい動向を吸収することができる。	③ 教育に関する新しい動向を吸収し、教科や授業の専門性の向上に積極的に努めることができる。	
④	児童生徒・保護者・教職員に対して、誠実に対応することができる。	④ 児童生徒・保護者・教職員に対して、誠実に対応することができる。	
⑤	命を受けた校務を推進し、教職員から信頼を得ることができる。	⑤ 授業や学級経営等において教職員の模範となり、信頼を得ることができる。	
⑥	学校経営ビジョンを踏まえ、教職員の意向や状況を管理職と共有し、調整を図りながら取組を進めることができる。	⑥ 学校経営ビジョンを踏まえ、教職員の意向や状況を管理職と共有し、取組を進めることができる。	
⑦	PDCAの考え方にに基づき職務に取り組むことができるよう、教職員に対して指導・助言をすることができる。	⑦ PDCAの考え方にに基づき職務に取り組むことができるよう、教職員に対して指導・助言をすることができる。	
⑧	学校のデジタル化や業務の効率化・削減の取組について、校内体制の改善・充実を図り、業務改善を実践するとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。	⑧ 学校のデジタル化や業務の効率化・削減の取組について、校内体制の改善・充実を図り、業務改善を推進することができる。	
⑨	教科等横断的な視点で、自校の教育活動をとらえることができる。	⑨ 教科等横断的な視点で、自校の教育活動をとらえることができる。	
⑩	児童生徒の姿や地域の現状等を把握するために、関連の調査や各種データを収集することができる。	⑩ 教科等における高い専門性と優れた指導力に基づき、教職員に対して指導・助言をすることができる。	
⑪	自校のICT環境等、学校内外の資源を効果的に活用し、校内研修(研究)の運営に、指導・助言をすることができる。	⑪ 自校のICT環境等、学校内外の資源を効果的に活用し、授業研究等をコーディネートするとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。	
⑫	児童生徒の健康・安全管理を適切に行うことができる。	⑫ 児童生徒の健康・安全管理を適切に行うことができる。	
⑬	突発的な事態や災害時に校長等の指示を受け、教職員をまとめることができる。	⑬ 突発的な事態や災害時に、教職員がまとまるように日頃から声かけをしたり、相談相手となったりすることができる。	
⑭	学校で生じるであろう種々の危機事象を想定し、それらに対応できるような情報収集を行うことができる。		
⑮	児童生徒の個別の課題に対して校長等を補佐し、支援を推進することができる。	⑭ 児童生徒の個別の課題に応じた支援等を率先して行うことができる。	
⑯	校長等を補佐し、校内外の連絡、情報共有を図ることができる。		
⑰	地域等にある人的資源や物的資源等を把握して学校教育の活動とつなぐことができる。	⑮ 保護者や地域の人々に、学校の教育活動を知ってもらうために積極的に働きかけることができる。	
⑱	校種間・学校間連携についての計画を立案することができる。		
⑲	教職員の育成を図るために校長等を補佐し、校内指導体制を運営することができる。	⑯ 教育活動の改善に向けた校内研修(研究)について、研究主任等と協力して推進することができる。	
⑳	学校の教育活動をより効果的に達成するために教職員に対する適切な指導・助言をすることができる。	⑰ 授業や学級経営に関して、教職員の相談に積極的にのったり指導・助言したりすることができる。	
㉑	教職員同士が学び合う仕組みづくりを行うとともに、指導・助言をすることができる。	⑱ 教科や授業等について、専門的な指導・助言をすることができる。	
㉒	教職員の服務監督を助けることができる。		
㉓	校長の掲げるワーク・ライフ・バランスの取組に基づき、業務改善に積極的に取り組むことができる。	⑲ 校長の掲げるワーク・ライフ・バランスの取組に基づき、業務改善に積極的に取り組むことができる。	
㉔	校長等を補佐し、法令等に基づいた適正な学校運営ができるよう、学校の教育活動を調整することができる。		
㉕	目標に向けた取組の進め方について、教職員に指導・助言をすることができる。		
㉖	県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。	⑳ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。	

## 高知県教員育成指標について

- 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）において、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の校長及び教員の任命権者は、地域の実情に応じ、職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標を定めることとされている。
- ⇒ 本県の県費負担教職員及び県立学校の教員等にとってこの下線の指標に該当するものが「高知県教員育成指標」。

- この指標を定めるにあたって、同法において、文部科学大臣が定める指針を参酌することとされている。この指針は「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」として文部科学省から告示されている。

### ◆教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）

（校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針）

第二十二條の二 文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、次条第一項に規定する指標の策定に関する指針（以下この条及び次条第一項において「指針」という。）を定めなければならない。

2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する指標の内容に関する事項
- 三 その他公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項

3 （略）

（校長及び教員としての資質の向上に関する指標）

第二十二條の三 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標（以下この章において「指標」という。）を定めるものとする。

2～4 （略）

## 高知県教員育成指標 今回の改訂のポイント

### 改訂の主な背景

ア. 文部科学省が定める「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」が令和4年8月に改正された。(詳細は参考資料3)

イ. 中央教育審議会の答申(\*1)において、「令和の日本型学校教育」を担う教師の姿として、「i 環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続けている、ii 子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている、iii 子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている」等のあるべき姿が示された。

(\*1) 『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現(令和3年1月中央教育審議会答申)

ウ. 教員育成協議会(\*2)から指標の改訂にあたってご意見を頂戴したり、「生徒指導提要」の改訂等の教員等の資質に関わる情勢の変化等が生じた。

(\*2) 指標の策定に関する協議等を行うために組織する協議会。委員名簿は参考資料4を参照。

### 主な改訂(教員等に求められる資質・能力として追加したもの)のポイント

(※ア～ウは、上記の改訂の主な背景において主として対応するものを記載)

#### 【1】教諭

##### (1) 「学級・HR経営力」の変更点

- ・ A 「集団を高める力」②「児童生徒間の人間関係の構築」  
: 児童生徒の自発的・自立的な活動を重視し、互いの良さや可能性を發揮できる集団づくりに取り組むことを追加(イ・ウ)
- ・ B 「一人一人の能力を高める力」③「児童生徒理解」  
: 児童生徒に寄り添い、共感的理解を示して対応することを追加(イ・ウ)
- ・ B 「一人一人の能力を高める力」④「発達支持的生徒指導」  
: 新しい「生徒指導提要」で示された「発達支持的生徒指導」(特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程を学校・教員が「生徒指導」で支えるという考え方)の観点を追加(ウ)  
※特定の課題を踏まえた生徒指導については、既存のB⑤に含むこととする。

##### (2) 「学習指導力」の変更点

- ・ C 「授業実践・改善力」⑥「授業構想」  
: 児童生徒が育成すべき資質・能力を指導計画の策定の段階で意識させることが必要であることを明確化したうえで、これまで「授業の実践」のみで明記していた「主体的・対話的で深い学び」という視点を指導計画の策定の段階でも留意させるような形で追加(ア・ウ)
- ・ C 「授業実践・改善力」⑦「指導技術の工夫」  
: 「個別最適で協働的な学び」を指導技術の工夫等に努めるにあたっての視点として明記(ア・ウ)
- ・ E 「ICT活用指導力」⑪「ICTや教育データの効果的な活用」

：児童生徒の学習の改善を図るために教育データを適切に活用することや情報モラルに留意することを追加 (ア)

### (3) 「チームマネジメント力」の変更点

- ・ F 「協働性・同僚性の構築力」 ⑫ 「保護者・地域・関係機関等との連携・協働」  
⑬ 「教職員間の連携・協働」  
：「チーム学校」としての連携・協働をさらに深めるため、保護者や地域住民等と円滑なコミュニケーションを図り、良好な人間関係の構築をすることや、教職員間とで協力や関わり、連携・協働を通じて課題解決を図ることを追加 (ア)
- ・ G 「組織貢献力」 ⑭ 「学校組織の理解・運営」  
：学校の組織運営において特に中堅期以降は自らの役割を果たすことを追加 (ア)
- ・ G 「組織貢献力」 ⑮ 「業務遂行・進捗管理」  
：校務に ICT を活用して業務を遂行することを追加 (ア)

### (4) 「セルフマネジメント力」の変更点

- ・ H 「自己管理能力」 ⑯ 「法令遵守」  
：教育公務員としての立場を意識し行動すること、法令遵守を「常に」意識することを追加 (ウ)
- ・ I 「自己変革力」 ⑳ 「自己啓発力」  
：新規採用期は「教育に関する情報」に関心を持つこと、若年前期以降は教育だけではなく「国内外の社会状況の変化に関心を持つ（変化に合わせる）」ことを追加 (ア・イ)

※その他、表現上の修正等を実施  
※(1)(3)(4)の改正は、養護教諭・栄養教諭の指標にも反映

## 【2】管理職等

### (1) 「求められる資質・能力」の変更点

：校長、副校長・教頭に求められる資質・能力として従前より記載されている課題発見能力等について「データに基づく」必要があることを追記。また、校長において、内外環境を活用して学校の教育力を最大化することが必要であることを追記 (ア)

### (2) 「マネジメント」の変更点

- ・ B 「組織マネジメント」 ⑥  
：従前別の指標となっていた学校経営ビジョンの策定と実現に向けた取組を図る資質・能力を持つことを一体の指標に整理。そのうえで、校長が策定した学校経営ビジョンに基づき、組織化されたチームを副校長・教頭、主幹教諭、指導教諭がそれぞれの役割を果たしながら取組を進める形に修正 (ウ)
- ・ E 「地域等マネジメント」 ⑯⑰  
：校長は、地域と協働した教育活動を組織化すること、また、地域・関係機関に学校の情報を発信し、学校の現状・課題や学校経営ビジョンの共通理解を図ることを追加 (ア)
- ・ F 「人材育成」 ⑱  
：校長は、教員育成指標等を踏まえ、それぞれの教職員に応じた育成・指導を行うことを追加 (ア)

※その他、表現上の修正等を実施



## 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針改正のポイント①

### 改正の趣旨・ポイント

変化の激しい時代において、学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、主体性を発揮しながら、個別最適な学び、協働的な学びにより、教職生涯を通じて学び続けるといった、新たな教師の学びを実現する観点から、改正教育公務員特例法を受け、より効果的な教師の資質向上を図るために改正するもの。

- 教師に**共通的に求められる資質能力**を、①教職に必要な素養、②学習指導、③生徒指導、④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応、⑤ICT や情報・教育データの利活用の**5つの柱で再整理**。
- 新たな教師の学びを実現していくための仕組みとして、**研修履歴を活用した資質向上に関する指導助言等**について、その基本的な考え方を明記。
- 研修履歴を活用した資質向上に関する指導助言等を通じた所属教師の資質向上など、所属教師の人材育成に大きな責任と役割を担っている**校長に求められる資質能力を明確化**するとともに、**校長の指標を、教員とは別に策定**することを明記。
- 各学校の課題に対応した協働的な学びを学校組織全体で行い、その成果を教職員間で共有することにより、効果的な学校教育活動に繋げるよう、お互いの授業を参観し合い、批評し合うことも含め、**校内研修を活性化させることを明記**。
- 研修の性質に応じて、**研修後の成果確認方法を明確化**すること、特に**オンデマンド型**については、**知識・技能の習得状況を確認するテストも含め、研修企画段階から成果の確認方法を設定**することを新たに規定。教科指導については、**指導主事による定期的な授業観察・指導助言に関し、オンラインの活用も考慮した効果的・効率的な実施体制**を整備することを明記。

⇒ 任命権者は、これらを参酌して指標を設定し、指標を踏まえた教員研修計画を策定。

# 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針改正のポイント②

## 資質向上の基本的な考え方

- ・**研修履歴を活用した資質向上に関する指導助言等**  
(個別最適な学び、協働的な学び、研修受講に課題のある教師への対応(職務命令による研修受講)など)  
※具体的な内容は、ガイドラインで定める
- ・**多様な内容・方法**による資質向上  
(教育委員会、教職員支援機構、大学等の様々な学習コンテンツの活用、教員育成協議会を通じた取組)
- ・**「現場の経験」を重視した学び**(校内研修・授業研究等)と**校外研修の最適な組合せ**
- ・**対面・集合型研修、同時双方向型オンライン研修、オンデマンド型研修の適切な組合せ**
- ・**研修成果の確認方法**の明確化  
(特にオンデマンド型コンテンツは知識・技能の習得状況の確認方法をあらかじめ設定、定期的な授業観察等)

## 資質向上の基本的な視点

- ・**教師一人一人の視点**  
(普遍的な素養、**必要な学びを主体的に行う姿勢**、**児童生徒性暴力等の防止等**)
- ・**学校組織・教職員集団**の視点  
(**多様な専門性を有する質の高い教職員集団の構築**、**チームとしての同僚・支援スタッフとの分担・協働**、**家庭・地域・福祉・警察等との連携協働**)
- ・**社会・学校の変化**の視点  
(いじめ・不登校、特別な支援を必要とする子供への対応、外国人児童生徒等の対応、主体的・対話的で深い学び、道徳教育、小学校外国語教育、ICT活用などの今日的な教育課題への対応など)

## 校長に求められる資質能力の明確化

- ・**校長の指標を教員とは別に策定**することを明記
- ・教職員の資質向上などの**人材育成**の役割、今後特に求められる「**アセスメント能力**」(様々なデータや学校が置かれた内外環境に関する情報について収集・整理・分析し共有する)や、「**ファシリテーション能力**」(学校内外の関係者の相互作用により学校の教育力を最大化する)など

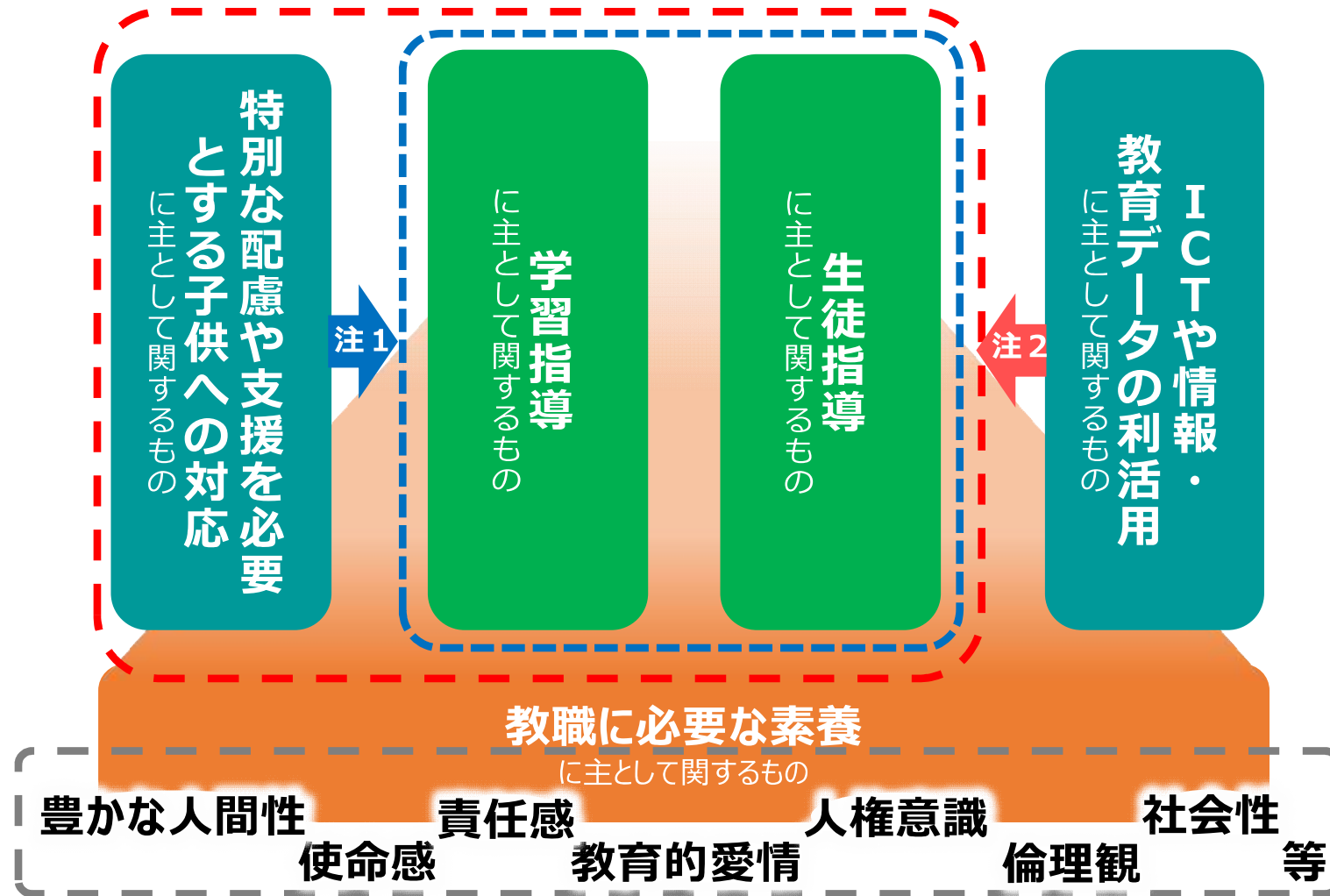
## 教師に求められる資質能力の構造化

- ・共通的に求められる**資質能力**を、①教職に必要な素養、②学習指導、③生徒指導、④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応、⑤ICTや情報・教育データの利活用の**5つの柱で再整理**  
※具体的な内容は、別途大臣が定める

## 研修機会・体制整備等

- ・日常的な**校内研修**等の充実(互いの授業参観・批評等)
- ・管理職の下での主体的・自律的な研修の**全校的な推進体制**
- ・研修**内容が適時見直される仕組み**の整備
- ・**研修の精選・重点化**を含む効果的・効率的な実施
- ・中堅段階以降も含めた研修機会の充実
- ・研修内容の系統性の確保(シリーズ化、グレード化、関連付け等)
- ・資質向上にあたり、**教員育成協議会で大学等と協議することが望ましい事項**を具体的に例示(大学における研修プログラムや人事交流等)
- ・臨時的任用教員等への研修機会の充実
- ・教育委員会が行う**研修内容・方法**について、時代に応じて求められる資質の向上が図られるものとなるよう、**国として定期的にフォローアップ**

# 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針 に基づく教師に共通的に求められる資質の具体的内容



※ 上記に関連して、マネジメント、コミュニケーション（ファシリテーションの作用を含む）、連携協働などが横断的な要素として存在

注1) 「特別な支援・配慮を必要とする子供への対応」は、「学習指導」「生徒指導」を個別最適に行うものとしての位置付け

注2) 「ICTや情報・教育データの利活用」は、「学習指導」「生徒指導」「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」をより効果的に行うための手段としての位置付け

## 教職に必要な素養 に主として関するもの

- ・「令和の日本型学校教育」を踏まえた新しい時代における教育、学校及び教職の意義や社会的役割・服務等を理解するとともに、国内外の変化に合わせて常に学び続けようとしている。
- ・豊かな人間性や人権意識を持ち、他の教職員や子供達、保護者、地域住民等と、自らの意見も効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取り、良好な人間関係を構築することができる。
- ・学校組織マネジメントの意義を理解した上で、限られた時間や資源を効率的に用いつつ、学校運営の持続的な改善を支えられるよう、校務に積極的に参画し、組織の中で自らの役割を果たそうとしている。
- ・自身や学校の強み・弱みを理解し、自らの力だけでできないことを客観的に捉え、家庭・地域等も含めた他者との協力や関わり、連携協働を通じて課題を解決しようとする姿勢を身に付けている。
- ・子供達や教職員の生命・心身を脅かす事故・災害等に普段から備え、様々な場面に対応できる危機管理の知識や視点を備えている。

## 学習指導 に主として関するもの

- ・関係法令、学習指導要領及び子供の心身の発達や学習過程に関する理解に基づき、子供たちの「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けて、学習者中心の授業を創造することができる。
- ・カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点をもって、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に学校の実態に応じて改善しようとしている。
- ・子供の興味・関心を引き出す教材研究や、他の教師と協働した授業研究などを行いながら、授業設計・実践・評価・改善等を行うことができる。
- ・各教科等においてそれぞれの特質に応じた見方・考え方を働かせながら、資質・能力を育むために必要となる各教科等の専門的知識を身に付けている。

## 生徒指導 に主として関するもの

- ・子供一人一人の特性や心身の状況を捉え、良さや可能性を伸ばす姿勢を身に付けている。
- ・生徒指導の意義や原理を理解し、他の教職員や関係機関等と連携しつつ、個に応じた指導や集団指導を実践することができる。
- ・教育相談の意義や理論（心理・福祉に関する基礎的な知識を含む。）を理解し、子供一人一人の課題解決に向け、個々の悩みや思いを共感的に受け止め、学校生活への適応や人格の成長への援助を行うことができる。
- ・キャリア教育や進路指導の意義を理解し、地域・社会や産業界と連携しながら、学校の教育活動全体を通じて、子供が自分らしい生き方を実現するための力を育成することができる。
- ・子供の心身の発達の過程や特徴を理解し、一人一人の状況を踏まえながら、子供達との信頼関係を構築するとともに、それぞれの可能性や活躍の場を引き出す集団づくり（学級経営）を行うことができる。

## 特別な配慮や支援を 必要とする子供への対応 に主として関するもの

- ・特別な配慮や支援を必要とする子供の特性等を理解し、組織的に対応するために必要となる知識や支援方法を身に付けるとともに、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる。

## ICTや情報・ 教育データの利活用 に主として関するもの

- ・学校におけるICTの活用の意義を理解し、授業や校務等にICTを効果的に活用するとともに、児童生徒等の情報活用能力（情報モラルを含む。）を育成するための授業実践等を行うことができる。
- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、児童生徒等の学習の改善を図るため、教育データを適切に活用することができる。

注) 記述量と必要な学修量とは、必ずしも比例しない。

令和 4 年度 高知県教員育成協議会 委員一覧

	機関・団体名	役 職	氏 名
1	高知県教育委員会	教育長	長岡 幹泰
2	高知市教育委員会	教育長	松下 整
3	高知縣市町村教育委員会連合会	会長	竹内 信人
4	国立大学法人高知大学	教育学部長	小島 郷子
5	国立大学法人鳴門教育大学	学長	佐古 秀一
6	高知県小中学校長会	会長	瀬戸 保彦
7	高知県高等学校長協会	会長	廣瀬 法民
8	土佐教育研究会	会長	藤田 由紀子
9	高知県高等学校教育研究会	会長	濱川 智明

(敬称略)

経験段階(教職経験)			新規採用期(0~1年)	若年前期(2~4年)
求められる資質・能力			教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。	
領域	能力	項目	教科指導、生徒指導及び学級経営など、職務遂行に必要な基礎的な知識・技能を理解・習得し、管理職や教職員に報告・連絡・相談しながら、業務に取り組むことができる。	教科指導、生徒指導、学級経営及び校務分掌など、職務遂行に必要な実践的な知識・技能を習得・活用し、より適切な指導力を発揮するとともに、積極的・協働的に業務に取り組むことができる。
学級・HR経営力	A 集団を高める力	① 児童生徒との信頼関係の構築	児童生徒との関わり方を理解し、愛情をもって公平かつ受容的に関わることができる。	児童生徒との関わり方の重要性を認識し、積極的かつ共感的にコミュニケーションを図ることができる。
		② 児童生徒間の人間関係の構築	児童生徒の人格を尊重し、児童生徒間のコミュニケーションを促進することができる。	児童生徒の自己肯定感を高め、互いの良さや可能性を発揮できるように相互に認め合い、高め合う集団づくりに取り組むことができる。
	B 一人一人の能力を高める力	③ 児童生徒理解	児童生徒理解の意義や重要性を理解し、児童生徒一人一人に積極的に向き合い、共感的理解に努めることができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、カウンセリング・マインドをもって、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解を示す一人一人に適切に向き合うことができる。
		④ 発達支持的生徒指導※1 生徒指導上の諸課題への対応	全ての児童生徒の発達を支援する視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。不登校、問題行動等の現状や初期対応の重要性を認識し、報告、相談しながら、速やかに対応することができる。	全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。校内組織や保護者、関係機関等と連携し、個や集団に応じた適切な指導・支援を行うことができる。
		⑤ 特別な配慮を要する児童生徒への対応※2	保護者等との信頼関係を構築するとともに、児童生徒一人一人の実態を把握し、個や集団に応じた指導・支援に生かすことができる。	校内組織や保護者・専門家、関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の適切な指導・支援を行うことができる。
学習指導力	C 授業実践・改善力	⑥ 授業構想	学習指導要領を理解し、単元(題材)や1単位時間において育成すべき資質・能力(ねらい)を明確にした、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導計画を立てることができる。	育成すべき資質・能力学習指導要領や児童生徒の実態、他教科との関連を踏まえるとともに、学習の系統性教材の価値を捉え、ねらいを明確にした、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導計画を立てることができる。
		⑦ 指導技術の工夫	発問や板書等の基本的な指導技術を身に付け、個別最適な学びと協働的な学びを通して「主体的・対話的で深い学び」の実現する視点に立った授業の実践に努めることができる。	児童生徒の理解度や反応を把握しながら、個別最適な学びと協働的な学びを通して「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を実践することができる。
	D 専門性探究力	⑧ 学習評価と改善	学習評価の意義や方法について理解し、児童生徒の学習状況を把握しながら授業を進めることができる。	学習評価を生かした学習指導について理解し、指導方法の工夫・改善に取り組むことができる。
		⑨ 専門性の追究	学習指導要領を理解するとともに、研究会や書籍等から基礎的な知識・技能を学ぶことができる。	学習指導要領を理解するとともに、研究会や書籍等から積極的に学ぶことができる。
	E ICT活用指導力※	⑩ 研究推進	自校の研究テーマを理解し、テーマに基づいた実践・研究に取り組むことができる。	自校の研究テーマに基づき、実践・研究に意欲的に取り組むことができる。
チームマネジメント力	F 協働性・同僚性の構築力	⑪ ICTや教育データの効果的な活用	ICT活用や情報モラルに関する基礎的・基本的な知識や技術を身に付け、授業のねらいを達成するために、ICTや教育データを活用して授業に取り組むことができる。	各教科等の指導におけるICT活用や情報モラルの基本的な考え方を理解し、授業のねらいを達成するために、ICTや教育データを活用して授業を効果的に実践することができる。
		⑫ 保護者・地域・関係機関等との連携・協働	「チーム学校」としての連携の意義や重要性を理解し、協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」として積極的にコミュニケーション連携を図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。
	G 組織貢献力	⑬ 教職員間の連携・協働	「報告・連絡・相談」や「連携・協働」の意義を理解し、管理職や教職員の助言を生かしながら、業務に取り組むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、課題解決に向けて、教職員と連携・協働して業務に取り組むことができる。
		⑭ 学校組織の理解・運営	組織の特性や運営体制を理解し、職務に忠実に励むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、組織運営に積極的に参加することができる。
		⑮ 業務遂行・進捗管理	校務分掌等の業務に必要な知識・技能を理解・習得し、ICTを活用して担当する業務を計画的に遂行することができる。	校務分掌等の業務の工夫改善に努めながら、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。
I 自己啓発力	⑯ 人材育成	学び続ける教員としての意識をもち、学校内外の研修や自己啓発活動に意欲的に取り組むことができる。	自らの課題を見い出し、先輩教職員の助言を参考に、その改善に向け、意欲的に取り組むことができる。	
	⑰ 危機管理・安全管理	学校安全に関する基礎的な知識を身に付け、危機を察知し、迅速かつ適切に対応することができる。	危機管理の重要性や自身の役割を理解し、児童生徒の安全管理のために迅速かつ適切に対応することができる。	
	⑱ 法令遵守	教育公務員として、社会人としての一般常識を身に付けるとともに、法令遵守の意義や重要性を理解し、行動することができる。	教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解し、常に法令遵守を意識して行動するのもと、日常の職務を誠実かつ公正に遂行することができる。	
セルフマネジメント力	H 自己管理能力	⑲ 倫理観・社会性	倫理観や社会性を身に付け、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。
		⑳ 郷土愛	高知県の風土や歴史に興味・関心や愛着をもち、教育活動に取り組むことができる。	高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。
		㉑ ワーク・ライフ・バランス	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。
	I 自己変革力	㉒ 使命感・責任感	教育公務員としての職責を理解して、公正な判断をし、や行動をすることができる。	教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、や行動をすることができる。
		㉓ 自己啓発	常に教育に関する情報に関心をもって自己研鑽に努め、管理職や教職員の助言を謙虚に受け止め、自己の成長につなぐことができる。	国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。

若年後期(5~9年)	中堅期(10年~)	発展期(20年~)
教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。		
職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等における自己の役割を自覚し、若年教員への助言を意識して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等において中心的役割を担うなど、ミドルリーダーとしての実践的指導力を発揮して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な高度な知識・技能を習得・活用するとともに、研究体制及び支援体制等の組織運営や、教職員への適切な指導・助言を行うなど、全校的視野に立った実践的指導力を発揮して、業務に取り組むことができる。
児童生徒の実態等を多面的・多角的に理解し、指導・支援に適切に生かすことができる。	教育相談等の手法等を効果的に活用し、場面や状況に応じた適切な対応を行うとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。	児童生徒の実態に応じた適切な対応について、組織的に推進することができる。
児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような集団づくりに取り組むことができる。実態を把握し、相互に認め合い、高め合うための具体的な取組を提案し、協働して進めることができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような実態を把握し、相互に認め合い、高め合う取組を計画的に進めることができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような実態を把握し、相互に認め合い、高め合う取組について、教職員相互の共通理解を図り、組織的に推進することができる。
児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、カウンセリング・マインドをもって、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解に基づき対応する一人一人に適切に向き合うことができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ理解し、児童生徒の自分らしい生き方の実現に向けて支援する適切な指導方針を立てて対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境についてを踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現に向けて教職員相互の共通理解を図るなど、を理解し、複眼的な広い視野から児童生徒を捉え、組織的に対応することができる。
全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。校内組織や保護者、関係機関等と連携し、個や集団に応じた適切な指導・支援を行うことができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える働きかけについて教職員に指導・助言をすることができる。関係機関等と連携した個や集団に応じた指導・支援の在り方について、具体的に提案することができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える組織的な対応について教職員に指導・助言をすることができる。校長等の指示を受け、関係機関等との連携体制や校内支援体制を整備し、その運営に取り組むことができる。
校内組織や保護者・専門家、関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の適切な指導・支援を行うとともに、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	保護者や専門家、関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援の在り方や校内支援体制について、具体的に提案することができる。	校長等の指示を受け、保護者や専門家、関係機関等との連携体制や校内支援体制を整備し、その運営に取り組むことができる。
育成すべき資質・能力学習指導要領や児童生徒の実態を踏まえるとともに、教科等横断的な視点をもつ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導計画を立てることができる。	教科等横断的な授業構想等カリキュラム・マネジメントの視点に立ち、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導計画を立てるとともに、教員に対して指導・助言をすることができる。	
児童生徒の実態や授業の展開に応じた適切な手立てを講じながら、個別最適な学びと協働的な学びを充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現する授業を実践することができる。	教科の専門性を生かす個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を実践するとともに、教科等横断的な視点から他の教員の授業を評価し、指導・助言をすることができる。	
適切な学習評価を行い、指導方法の工夫・改善を生かすことができる。	適切な学習評価や授業改善を実施するとともに、他の教員に対して授業設計・実践・評価・改善等の指導・助言をすることができる。	授業設計・実践・評価・改善等を繰り返し、学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、学校全体での取組を推進することができる。
今日的な教育の動向を把握し、求められる専門性を追究することができる。	今日的な教育の動向を把握し、求められる専門性をさらに高めるとともに、教員に対して指導・助言をすることができる。	
研究会等で得た情報を校内で発信し、課題改善に向けた具体的な提案をすることができる。	校内研究の企画・運営の中心的な役割を担い、学校全体の研究を推進することができる。	教員の経験や個性を考慮しながら指導・助言をし、学校全体の研究を推進することができる。
各教科等の指導において、教育データを活用して学習の改善を図るとともに、情報モラルに留意し、単元全体を見通した授業デザインにICTの活用を位置付け、効果的に実践することができる。	情報社会の動向を積極的に把握し、教育データを活用して学習の改善を図るとともに、情報モラルに留意し、ICTを活用した工夫ある授業実践について、教員に対して指導・助言をすることができる。	
「チーム学校」として積極的にコミュニケーション連携を図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」としての連携を深め、地域とともに歩む学校づくりの積極的な推進に向けて、自らの意見を効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取ることができる。	
学年や分掌等における自己の役割を自覚し、課題解決に向けて、チームで対応することを意識して業務に取り組むことができる。	学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて、他者との協力や関わり、連携協働を通じて、リーダーシップを発揮し、課題を解決することができる。	
組織の特性や教職員の立場を理解し、組織運営を計画的に進めることができる。	組織の特性や教職員の強み・弱みを見取り、それらを生かした機能的な組織運営に向けて、自らの役割を果たす取組むことができる。	
校務分掌等の業務の工夫改善を図りながら、PDCAサイクルを回し、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。	校務分掌等の業務の効率性・効果的な遂行に向け、ICTを効果的に活用するなど積極的に工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回すとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	
教職員の教育実践について、学び合う意識をもって評価し、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	自校の諸課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	
安全対策等の手法を身に付け、場面や状況に応じて、迅速かつ適切に対応することができる。	安全や教育効果に配慮した環境を整備するとともに、危機の早期発見、早期対応に向け、適切な対応策を講じることができる。	危機の早期発見、早期対応に率先して取り組むとともに、学校における危機管理体制を点検し、改善につなぐことができる。
教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解し、常に法令遵守を意識して行動するのもと、日常の職務を誠実かつ公正に遂行することができる。	教育公務員として、常に法令遵守を意識し、他の教職員の模範となるよう行動するとともに、その重要性を教職員に助言をすることができる。	
倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもって職務を遂行するとともに、教職員に助言をすることができる。	
高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。	高知県の風土や歴史について理解を深め、高知県の文化、伝統等の発展に貢献することができる。	
健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。	健康的な生活習慣のもと、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送るとともに、働き方や心身の健康について、教職員に適切な助言をすることができる。	
教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、や行動をすることができる。	教育公務員としての誇りと自覚を深め、学校教育目標の実現や課題解決に向けて、主体的に学校運営に関わることができる。	
国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。	自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができる。	

※1 令和4年12月に改訂された生徒指導要領の新たな概念として示されたもの。発達支持的生徒指導では、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程を学校や教職員がいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を通じて、自己理解力、コミュニケーション力、共感性等を含む社会的資質・能力を育成する。

※2 特別支援教育の視点に加え、課題の萌芽行動が見られる一部の児童生徒を対象とした課題予防的生徒指導や深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助を行う困難課題対応的生徒指導を含む。

※ 文部科学省の示すICT活用指導力には、「教材研究・指導の準備・評価・校務などICTを活用する能力」「授業にICTを活用して指導する能力」「児童生徒のICT活用を指導する能力」「情報活用の基礎となる知識や態度について指導する能力」がある。

高知県教員育成指標「養護教諭」

経験段階(教職経験)			新規採用期(0～1年)	若年前期(2～4年)
求められる資質・能力			教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。	
領域	能力	項目	教科指導、生徒指導及び学級経営など、職務遂行に必要な基礎的な知識・技能を理解・習得し、管理職や教職員に報告・連絡・相談しながら、業務に取り組むことができる。	教科指導、生徒指導、学級経営及び校務分掌など、職務遂行に必要な実践的な知識・技能を習得・活用し、より適切な指導力を発揮するとともに、積極的・協働的に業務に取り組むことができる。
学級・HR経営力	A 集団を高める力	① 児童生徒との信頼関係の構築	児童生徒との関わり方を理解し、愛情をもって公平かつ受容的に関わることができる。	児童生徒との関わり方の重要性を認識し、積極的かつ共感的にコミュニケーションを図ることができる。
		② 児童生徒間の人間関係の構築	児童生徒の人権を尊重し、児童生徒間のコミュニケーションを促進することができる。	児童生徒の自己肯定感を高め、互いの良さや可能性を発揮できるように相互に認め合い、高め合う集団づくりに取り組むことができる。
	B 一人一人の能力を高める力	③ 児童生徒理解	児童生徒理解の意義や重要性を理解し、児童生徒一人一人に積極的に向き合い、共感的理解に努めることができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、カウンセリング・マインドをもって、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解を示す一人一人に適切に向き合うことができる。
		④ 発達支持的生徒指導※1 生徒指導上の諸課題への対応	全ての児童生徒の発達を支援する視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。不登校、問題行動等の現状や初期対応の重要性を認識し、報告、相談しながら、速やかに対応することができる。	全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。校内組織や保護者、関係機関等と連携し、個や集団に応じた適切な指導・支援を行うことができる。
		⑤ 特別な配慮を要する児童生徒への対応※2	保護者等との信頼関係を構築するとともに、児童生徒一人一人の実態を把握し、個や集団に応じた指導対応に生かすことができる。	校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の適切な指導・支援を行うことができる。
専門領域に関する力	C 保健管理に関する力	⑥ 救急処置、健康診断、健康観察、疾病の管理と予防、学校環境衛生	救急処置等を適切に行うとともに、健康観察や健康診断等の意義を理解し、健康課題を把握することができる。	健康観察や健康診断等を円滑に実施し、児童生徒の健康に関する情報を総合的に把握するとともに、課題解決を図るための取組を行うことができる。
	D 保健教育の実践に関する力	⑦ 保健教育、啓発活動	保健教育における養護教諭の役割を理解し、保健教育の実施や資料提供などを、担当教諭と連携して行うことができる。	学習指導要領や児童生徒の実態に基づいた保健教育を実践することができる。
	E 健康相談に関する力	⑧ 心身の健康課題への対応、児童生徒支援に当たっての関係者との連携	健康相談の基本的なプロセスを理解し、児童生徒の実態に応じた健康相談を実施することができる。	校内における事例検討会を開催するなど、健康課題の解決に向けてコーディネーター的役割を果たすことができる。
	F 保健室経営に関する力	⑨ 保健室経営	保健室経営の基本について理解し、児童生徒の実態を踏まえた保健室経営に取り組むことができる。	学校教育目標及び学校保健目標、児童生徒の実態を踏まえた保健室経営計画が立案できる。
	G 保健組織活動に関する力	⑩ 学校保健委員会、児童生徒保健委員会、PTA保健活動	保健組織活動の意義を理解し、担任や保護者・関係機関等と連携した学校保健活動を行うことができる。	教職員の共通理解を図り、校内研修を実施するなど、組織的な学校保健活動に取り組むことができる。
	H ICT活用指導力	⑪ ICTの効果的な活用	ICT活用に関する基礎的・基本的な知識や技術を身に付け、保健教育のねらいを達成するために、ICTを活用して取り組むことができる。	保健教育におけるICT活用の基本的な考え方を理解し、ねらいを達成するために、ICTを活用して効果的に実践することができる。
	チームマネジメント力	F 協働性・同僚性の構築力	⑫ 保護者・地域・関係機関等との連携・協働	「チーム学校」としての連携の意義や重要性を理解し、協働して教育活動に取り組むことができる。
⑬ 教職員間の連携・協働			「報告・連絡・相談」や「連携・協働」の意義を理解し、管理職や教職員の助言を生かしながら、業務に取り組むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、課題解決に向けて、教職員と連携・協働して業務に取り組むことができる。
G 組織貢献力		⑭ 学校組織の理解・運営	組織の特性や運営体制を理解し、職務に忠実に励むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、組織運営に積極的に参加することができる。
		⑮ 業務遂行・進捗管理	校務分掌等の業務に必要な知識・技能を理解・習得し、ICTを活用して担当する業務を計画的に遂行することができる。	校務分掌等の業務の工夫改善に努めながら、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。
		⑯ 人材育成	学び続ける教員としての意識をもち、学校内外の研修や自己啓発活動に意欲的に取り組むことができる。	自らの課題を見出し、先輩教職員の助言を参考に、その改善に向け、意欲的に取り組むことができる。
セルフマネジメント力	H 自己管理能力	⑰ 危機管理・安全管理	学校安全に関する基礎的な知識を身に付け、危機を察知し、迅速かつ適切に対応することができる。	危機管理の重要性や自身の役割を理解し、児童生徒の安全管理のために迅速かつ適切に対応することができる。
		⑱ 法令遵守	教育公務員として、社会人としての一般常識を身に付けるとともに、法令遵守の意義や重要性を理解し、行動することができる。	教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解し、常に法令遵守を意識して行動するのものと、自らの職務を誠実かつ公正に遂行することができる。
		⑲ 倫理観・社会性	倫理観や社会性を身に付け、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。
	I 自己変革力	⑲ 郷土愛	高知県の風土や歴史に興味・関心や愛着をもち、教育活動に取り組むことができる。	高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。
		⑳ ワーク・ライフ・バランス	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。
		㉑ 使命感・責任感	教育公務員としての職責を理解して、公正な判断をし、や行動をすることができる。	教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、や行動をすることができる。
		㉒ 自己啓発	常に教育に関する情報に関心をもって自己研鑽に努め、管理職や教職員の助言を謙虚に受け止め、自己の成長につなぐことができる。	国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。

若年後期(5～9年)	中堅期(10年～)	発展期(20年～)
教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。		
職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等における自己の役割を自覚し、若年教員への助言を意識して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等において中心的役割を担うなど、モデルリーダーとしての実践的指導力を発揮して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な高度な知識・技能を習得・活用するとともに、研究体制及び支援体制等の組織運営や、教職員への適切な指導・助言を行うなど、全校の視野に立った実践的指導力を発揮して、業務に取り組むことができる。
児童生徒の実態等を多面的・多角的に理解し、指導・支援に適切に生かすことができる。	教育相談等の手法等を効果的に活用し、場面や状況に応じた適切な対応を行うとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。	児童生徒の実態に応じた適切な対応について、組織的に推進することができる。
児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるように集団づくりに取り組むことができる。実態を把握し、相互に認め合い、高め合うための具体的な取組を提案し、協働して進めることができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるように実態を把握し、相互に認め合い、高め合う取組を計画的に進めることができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるように実態を把握し、相互に認め合い、高め合う取組について、教職員相互の共通理解を図り、組織的に推進することができる。
児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、カウンセリング・マインドをもって、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解に基づき対応する一人一人に適切に向き合うことができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ理解し、児童生徒の自分らしい生き方の実現を支援する適切な指導方針を立てて対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境について踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現に向けて教職員相互の共通理解を図るなど、を理解し、複眼的な広い視野から児童生徒を捉え、組織的に対応することができる。
全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。校内組織や保護者、関係機関等と連携し、個や集団に応じた適切な指導・支援を行うことができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える組織的な対応について教職員に指導・助言をすることができる。校長等の指示を受け、関係機関等との連携体制や校内支援体制を整備し、その運営に取り組むことができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える組織的な対応について教職員に指導・助言をすることができる。校長等の指示を受け、関係機関等との連携体制や校内支援体制を整備し、その運営に取り組むことができる。
校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の適切な指導・支援を行うことができる。	保護者や専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援の在り方や校内支援体制について、具体的に提案することができる。	校長等の指示を受け、保護者や専門家・関係機関等との連携体制や校内支援体制を整備し、その運営に取り組むことができる。
日常の救急、学校事故・災害等に備えた予防的措置、健康に関する危機管理等について、組織的な対応が図れるように指導的役割を果たすことができる。	健康観察や健康診断等を円滑に実施し、児童生徒の健康に関する情報を総合的に把握するとともに、課題解決を図るための組織的な取組を行うことができる。	健康観察や健康診断等を円滑に実施し、児童生徒の健康に関する情報を総合的に把握するとともに、地域レベルでの保健管理を推進することができる。
学習指導要領や児童生徒の実態に基づいた保健教育を実践することができる。	学習指導要領や児童生徒の実態に基づき、養護教諭の専門性を生かした保健教育を実践することができる。	特別活動、総合的な学習の時間及び道徳等における保健に関する指導計画の策定に参画することができる。
校内における事例検討会を開催するなど、健康課題の解決に向けてコーディネーターの役割を果たすことができる。	関係機関等と連携した健康相談を組織的に実施するため、コーディネーターの役割を果たすことができる。	
保健室経営を適切に行い、評価及び改善に努めることができる。	保健室経営について教職員に周知を図り、連携した保健室経営に努めることができる。	
教職員の共通理解を図り、校内研修を実施するなど、組織的な学校保健活動に取り組むことができる。	学校保健委員会等の企画・運営に参画し、内容の工夫・改善を図ることができる。	
保健教育においてICTの活用を位置付け、効果的に実践することができる。	情報社会の動向を積極的に把握し、ICTを活用した工夫ある保健教育の実践について、教員に対して指導・助言することができる。	
「チーム学校」として積極的にコミュニケーション・連携を図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」としての連携を深め、地域とともに歩む学校づくりを積極的に推進するに向けて、自らの意見を効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取ることができる。	
学年や分掌等における自己の役割を自覚し、課題解決に向けて、チームで対応することを意識して業務に取り組むことができる。	学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて、他者との協力や関わり、連携協働を通じて、リーダーシップを発揮し、課題を解決することができる。	
組織の特性や教職員の立場を理解し、組織運営を計画的に進めることができる。	組織の特性や教職員の強み・弱みを見取り、それらを生かした機能的な組織運営に向けて、自らの役割を果たす取り組みを進めることができる。	
校務分掌等の業務の工夫改善を図りながら、PDCAサイクルを回し、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。	校務分掌等の業務の効率的・効果的な遂行に向け、ICTを効果的に活用するなど積極的に工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回すとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	
教職員の教育実践について、学び合う意識をもって評価し、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	自校の諸課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	
安全対策等の手法を身に付け、場面や状況に応じて、迅速かつ適切に対応することができる。	安全や教育効果に配慮した環境を整備するとともに、危機の早期発見、早期対応に向け、適切な対応策を講じることができる。	危機の早期発見、早期対応に率先して取り組むとともに、学校における危機管理体制を点検し、改善につなぐことができる。
教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解し、常に法令遵守を意識して行動するのものと、自らの職務を誠実かつ公正に遂行することができる。	教育公務員として、常に法令遵守を意識し、他の教職員の模範となるよう行動するとともに、その重要性を教職員に助言をすることができる。	
倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもって職務を遂行するとともに、教職員に助言をすることができる。	
高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。	高知県の風土や歴史について理解を深め、高知県の文化、伝統等の発展に貢献することができる。	
健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。	健康的な生活習慣のもと、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送るとともに、働き方や心身の健康について、教職員に適切な助言をすることができる。	
教育公務員としての職責を理解して、公正な判断をし、や行動をすることができる。	教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、や行動をすることができる。	教育公務員としての誇りと自覚を深め、学校教育目標の実現や課題解決に向けて、主体的に学校運営に関わるることができる。
常に教育に関する情報に関心をもって自己研鑽に努め、管理職や教職員の助言を謙虚に受け止め、自己の成長につなぐことができる。	国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。	自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができる。

※1 令和4年12月に改訂された生徒指導要領の新たな概念として示されたもの。発達支持的生徒指導では、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程を学校や教職員がいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を通じて、自己理解力、コミュニケーション力、共感性等を含む社会的資質・能力を育成する。

※2 特別支援教育の視点に加え、課題の前兆行動が見られる一部の児童生徒を対象とした課題予防的生徒指導や深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助を行う困難課題対応の生徒指導を含む。

# 高知県教員育成指標「栄養教諭」

経験段階(教職経験)			新規採用期(0～1年)	若年前期(2～4年)
求められる資質・能力			教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。	
領域	能力	項目	教科指導、生徒指導及び学級経営など、職務遂行に必要な基礎的な知識・技能を理解・習得し、管理職や教職員に報告・連絡・相談しながら、業務に取り組むことができる。	教科指導、生徒指導、学級経営及び校務分掌など、職務遂行に必要な実践的な知識・技能を習得・活用し、より適切な指導力を発揮するとともに、積極的・協働的に業務に取り組むことができる。
学級・HR経営力	A 集団を高める力	① 児童生徒との信頼関係の構築	児童生徒との関わり方を理解し、愛情をもって公平かつ受容的に関わるることができる。	児童生徒との関わり方の重要性を認識し、積極的かつ共感的にコミュニケーションを図ることができる。
		② 児童生徒間の人間関係の構築	児童生徒の人権を尊重し、児童生徒間のコミュニケーションを促進することができる。	児童生徒の自己肯定感を高め、互いの良さや可能性を発揮できるような相互に認め合い、高め合う集団づくりに取り組むことができる。
	B 一人一人の能力を高める力	③ 児童生徒理解	児童生徒理解の意義や重要性を理解し、児童生徒一人一人に積極的に向き合い、共感的理解に努めることができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、カウンセラメンタルをもつて、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解に基づき対応する一人一人に適切に向き合うことができる。
		④ 発達支持的生徒指導※1 生徒指導上の諸課題への対応	全ての児童生徒の発達を支援する視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。不登校、問題行動等の現状や初期対応の重要性を認識し、報告、相談しながら、速やかに対応することができる。	全ての児童生徒が自発的・主体的に自ら発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。校内組織や保護者・関係機関等と連携し、個や集団に応じた適切な指導・支援を行うことができる。
		⑤ 特別な配慮を要する児童生徒への対応※2	保護者等との信頼関係を構築するとともに、児童生徒一人一人の実態を把握し、個や集団に応じた指導対応に生かすことができる。	校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の適切な指導・支援を行うことができる。
専門領域に関する力	C 食に関する指導力	⑥ 給食の時間における食に関する指導、教科等における食に関する指導	学校給食を生きた教材として活用する意義や方法、授業づくりの基本を理解し、指導に生かすことができる。	学習指導要領や児童生徒の実態に基づいた指導の必要性を理解し、食育の視点を位置付けた指導ができる。
		⑦ 個別的な相談指導	栄養教諭が行う相談指導について理解するとともに、児童生徒の食に関する健康課題に応じた相談指導をすることができる。	病態やスポーツ栄養に関する基礎的知識を習得するとともに、児童生徒の食に関する健康課題に応じた相談指導をすることができる。
	D 学校給食の管理に関する力	⑧ 栄養管理	成長期の栄養管理の方法や学校給食摂取基準等について理解し、献立作成に生かすことができる。	児童生徒の食生活状況の把握、学校給食摂取基準に基づいて作成した献立を評価し、改善することができる。
		⑨ 衛生管理	学校給食の衛生管理の基礎・基本を理解し、具体的な対応方法を考えることができる。	学校給食衛生管理基準に基づいた調理従事者への衛生管理指導、施設設備の改善を適切に行うことができる。
	E 連携・調整力	⑩ 食に関する指導、学校給食の管理	全体計画や年間指導計画、年間献立計画について理解し、計画作成に主体的に関わることができる。	指導計画を踏まえ、学級担任等と連携を図り、指導や資料提供することができる。また、計画の作成、改善に専門的な立場で参画することができる。
	F 専門性探究力	⑪ 専門性の追究	学習指導要領を理解するとともに、研究会や書籍等から基礎的な知識・技能を学ぶことができる。	学習指導要領を理解するとともに、研究会や書籍等から積極的に学ぶことができる。
	G ICT活用指導力	⑫ ICTの効果的な活用	ICT活用に関する基礎的・基本的な知識や技術を身に付け、ICTを活用して食育に取り組むことができる。	ICT活用の基本的な考え方を理解し、指導のねらいを達成するために、ICTを活用して効果的な食育を実践することができる。
チームマネジメント力	F 協働性・同僚性の構築力	⑬ 保護者・地域・関係機関等との連携・協働	「チーム学校」としての連携の意義や重要性を理解し、協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」として積極的にコミュニケーション連携を図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。
		⑭ 教職員間の連携・協働	「報告・連絡・相談」や「連携・協働」の意義を理解し、管理職や教職員の助言を生かしながら、業務に取り組むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、課題解決に向けて、教職員と連携・協働して業務に取り組むことができる。
	G 組織貢献力	⑮ 学校組織の理解・運営	組織の特性や運営体制を理解し、職務に忠実に励むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、組織運営に積極的に参加することができる。
		⑯ 業務遂行・進捗管理	校務分掌等の業務に必要な知識・技能を理解・習得し、ICTを活用して担当する業務を計画的に遂行することができる。	校務分掌等の業務の工夫改善を努めながら、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。
		⑰ 人材育成	学び続ける教員としての意識をもち、学校内外の研修や自己啓発活動に意欲的に取り組むことができる。	自らの課題を見出し、先輩教職員の助言を参考に、その改善に向け、意欲的に取り組むことができる。
⑱ 危機管理・安全管理	学校安全に関する基礎的な知識を身に付け、危機を察知し、迅速かつ適切に対応することができる。	危機管理の重要性や自身の役割を理解し、児童生徒の安全管理のために迅速かつ適切に対応することができる。		
セルフマネジメント力	H 自己管理能力	⑲ 法令遵守	教育公務員として、社会人としての一般常識を身に付けるとともに、法令遵守の意義や重要性を理解し、行動することができる。	教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解し、常に法令遵守を意識して行動するものも、日常の職務を誠実かつ公正に遂行することができる。
		⑳ 倫理観・社会性	倫理観や社会性を身に付け、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。
		㉑ 郷土愛	高知県の風土や歴史に興味・関心や愛着をもち、教育活動に取り組むことができる。	高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。
		㉒ ワーク・ライフ・バランス	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。
	I 自己変革力	㉓ 使命感・責任感	教育公務員としての職責を理解して、公正な判断をし、や行動をすることができる。	教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、や行動をすることができる。
㉔ 自己啓発	常に教育に関する情報に関心をもって自己研鑽に努め、管理職や教職員の助言を謙虚に受け止め、自己の成長につながるることができる。	国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。		

若年後期(5～9年)	中堅期(10年～)	発展期(20年～)
教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。		
職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等における自己の役割を自覚し、若年教員への助言を意識して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要なより実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等において中心的役割を担うなど、ミドルリーダーとしての実践的指導力を発揮して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な高度な知識・技能を習得・活用するとともに、研究体制及び支援体制等の組織運営や、教職員への適切な指導・助言を行うなど、全校的視野に立った実践的指導力を発揮して、業務に取り組むことができる。
児童生徒の実態等を多面的・多角的に理解し、指導・支援に適切に生かすことができる。	教育相談等の手法等を効果的に活用し、場面や状況に応じた適切な対応を行うとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。	児童生徒の実態に応じた適切な対応について、組織的に推進することができる。
児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような集団づくりに取り組むことができる。実態を把握し、相互に認め合い、高め合うための具体的な取組を提案し、協働して進めることができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような実態を把握し、相互に認め合い、高め合う取組を計画的に進めることができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような実態を把握し、相互に認め合い、高め合う取組について、教職員相互の共通理解を図り、組織的に推進することができる。
児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、カウンセラメンタルをもつて、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解に基づき対応する一人一人に適切に向き合うことができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ理解し、児童生徒の自分らしい生き方の実現を支援する適切な指導方針を立てて対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境についてを踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現に向けて教職員相互の共通理解を図るとともに、を理解し、複眼的な広い視野から児童生徒を捉え、組織的に対応することができる。
全ての児童生徒が自発的・主体的に自ら発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。校内組織や保護者・関係機関等と連携し、個や集団に応じた適切な指導・支援を行うことができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える働きかけについて教職員に指導・助言をすることができる。関係機関等と連携した個や集団に応じた指導・支援の在り方について、具体的に提案することができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える組織的な対応について教職員に指導・助言をすることができる。校長等の指示を受け、関係機関等との連携体制や校内支援体制を整備し、その運営に取り組むことができる。
校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の適切な指導・支援を行うとともに、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	保護者や専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援の在り方や校内支援体制について、具体的に提案することができる。	校長等の指示を受け、保護者や専門家・関係機関等との連携体制や校内支援体制を整備し、その運営に取り組むことができる。
学習指導要領や児童生徒の実態に基づいた指導、学校給食を生きた教材として活用した指導を行うために教材・教具等を工夫することができる。	学習指導要領や児童生徒の実態に基づき、栄養教諭の専門性を生かした指導をするとともに、適切に評価することができる。	
病態やスポーツ栄養に関する基礎的知識を活用し、家庭や地域の背景、児童生徒の食に関する知識・理解度等を考慮した指導を行うことができる。	病態やスポーツ栄養に関する専門性を高め、効果的な個別指導を工夫、改善することができる。	
学校給食摂取基準に基づいた栄養管理のもと、教科等の学習内容と関連付けた献立作成を行うことができる。	地域の実態に応じた、児童生徒の健康状態の改善につながる栄養管理を行うことができる。	
学校給食衛生管理基準に基づいた調理従事者への衛生管理指導、施設設備の改善を適切に行うことができる。	学校給食衛生管理基準に基づき、衛生管理体制や作業区分等について評価し、課題を改善することができる。	学校給食衛生管理基準に基づいた改善策を提案するとともに、教職員への適切な指導・助言をすることができる。
栄養教諭の役割について理解を深め、学校における食育推進の中核的な役割を果たすことができる。	教職員・家庭・地域・関係機関等と連携し、校内はもとより、校外における食育や学校給食の推進体制を活用することができる。	教職員・家庭・地域・関係機関等と連携し、校内外における食育や学校給食の推進の中核的な役割を果たすことができる。
今日的な教育の動向を把握し、求められる専門性を追究することができる。	学校給食や教育の動向を把握し、求められる専門性を追究し、自校の課題改善に向けた具体的な提案をすることができる。	学校給食や教育の動向を把握し、求められる専門性をさらに高めるとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。
給食時間や各教科等の指導において、年間指導計画や単元全体を見通した授業デザインにICTの活用を位置付け、効果的な食育を実践することができる。	情報社会の動向を積極的に把握し、ICTを活用した工夫ある給食指導や授業実践について、教員に対して指導・助言をすることができる。	
「チーム学校」として積極的にコミュニケーション連携を図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」としての連携を深め、地域とともに歩む学校づくりに積極的に推進するにむけて、自らの意見を効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取ることができる。	
学年や分掌等における自己の役割を自覚し、課題解決に向けて、チームで対応することを意識して業務に取り組むことができる。	学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて、他者との協力や関わり、連携協働を通じて、リーダーシップを発揮し、課題を解決することができる。	
組織の特性や教職員の立場を理解し、組織運営を計画的に進めることができる。	組織の特性や教職員の強み・弱みを見取り、それらを生かした機能的な組織運営に向けて、自らの役割を果たす取り組みをすることができる。	
校務分掌等の業務の工夫改善を図りながら、PDCAサイクルを回し、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。	校務分掌等の業務の効率性・効果的な遂行に向け、ICTを効果的に活用するなど積極的に工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回すとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	
教職員の教育実践について、学び合う意識をもって評価し、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	自校の諸課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	
安全対策等の手法を身に付け、場面や状況に応じて、迅速かつ適切に対応することができる。	安全や教育効果に配慮した環境を整備するとともに、危機の早期発見、早期対応に向け、適切な対応策を講じることができる。	危機の早期発見、早期対応に率先して取り組むとともに、学校における危機管理体制を点検し、改善につなぐことができる。
教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解し、常に法令遵守を意識して行動するものも、日常の職務を誠実かつ公正に遂行することができる。	教育公務員として、常に法令遵守を意識し、他の教職員の模範となるよう行動するとともに、その重要性を教職員に助言をすることができる。	
倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもって職務を遂行するとともに、教職員に助言をすることができる。	
高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。	高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。	高知県の風土や歴史について理解を深め、高知県の文化、伝統等の発展に貢献することができる。
健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。	健康的な生活習慣のもと、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送るとともに、働き方や心身の健康について、教職員に適切な助言をすることができる。	
教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、や行動をすることができる。	教育公務員としての誇りと自覚を深め、学校教育目標の実現や課題解決に向けて、主体的に学校運営に関わるることができる。	
常に教育に関する情報に関心をもって自己研鑽に努め、管理職や教職員の助言を謙虚に受け止め、自己の成長につながるることができる。	国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。	自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができる。

※1 令和4年12月に改訂された生徒指導要領の新たな概念として示されたもの。発達支持的生徒指導では、特定の課題を意図することなく、全ての児童生徒を対象に児童生徒が自発的・主体的に自ら発達させる過程を学校や教職員がいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を通して、自己理解力、コミュニケーション力、共感性等を含む社会的資質・能力を育成する。

※2 特別支援教育の視点に加え、課題の兆先行動が見られる一部の児童生徒を対象とした課題予防的生徒指導や深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助を行う困難課題対応の生徒指導を含む。



高知県教員育成指標 管理職等  
「校長」「副校長・教頭」「主幹教諭」「指導教諭」

参考資料 5

	校長	副校長・教頭
求められる 資質・能力	トップリーダーとしての人的魅力、教育に関するビジョン、強い使命感、時代をみる先見性、 <b>データに基づく</b> 課題発見能力、変革に挑む積極性、危機管理のできる判断力や行動力、経験に裏打ちされた見識等、 <b>管理職としての資質・指導力を発揮し、内外環境を活用して学校の教育力を最大化することができる。</b> 人材を育成することができる。	人的魅力をもったリーダー性、教育に関するビジョン、強い使命感、時代をみる先見性、 <b>データに基づく</b> 課題発見能力、変革に挑む積極性、危機管理のできる判断力や行動力、経験に裏打ちされた見識等、 <b>管理職としての資質・指導力を発揮することができる。</b>
A 資質	① 教育に関する確固とした理念や価値観をもっている。	① 教育に関する確固とした理念や価値観をもっている。
	② 学校経営責任者としての自覚と教育に対する使命感をもって、責任を果たすことができる。	② 校長を補佐し、学校経営をする者としての自覚と使命感をもって責任を果たすことができる。
	③ 教育の動向や新しい教育に対する考え方を吸収し、学校経営に活用することができる。	③ 教育の動向や新しい教育に対する考え方を吸収し、学校運営に活用することができる。
	④ 児童生徒・保護者・教職員に対して、公平・公正な立場で、誠実に対応することができる。	④ 児童生徒・保護者・教職員に対して、公平・公正な立場で、誠実に対応することができる。
	⑤ 教職員・保護者・地域の人々から信頼を得ることができる。	⑤ 教職員・保護者・地域の人々から信頼を得ることができる。
B 組織 マネジメント	⑥ <b>内外環境等のデータや情報の分析をもとに、明確な学校経営ビジョンを策定し、その実現に向けた経営戦略の構築及び教育課題に取り組むためにチームとして機能する組織づくりをすることができる。</b>	⑥ <b>学校経営ビジョンの実現に向け、組織をチームとして機能させ学校経営ビジョンを作成・実施するために、学年や分掌等の活動を点検・改善することができる。</b>
	⑦ 学校経営ビジョンの実現に向け経営戦略を構築し、実行することができる。	⑦ 学校経営ビジョンの実現に向け、校長等と教職員との意思疎通を図り、取組を進めることができる。
	⑧ 学校評価を行うとともに、PDCAの考え方にに基づき、教育活動の改善に結びつけることができる。	⑧ 学校評価を行うとともに、PDCAの考え方にに基づき、自校での取組の進捗管理をすることができる。
	⑨ 学校における働き方改革の推進の視点から、学校組織マネジメントの向上と教職員の意識改革を図るとともに、学校のデジタル化や業務の効率化・削減の取組目標を設定し、具体的な方策を示すことができる。	⑨ 学校における働き方改革の推進の視点から、教職員の意識改革を図り、学校のデジタル化や業務の効率化・削減についての取組を推進することができる。
	⑩ 教科等横断的な視点から教育課程の編成を図ることができる。	⑩ 教科等横断的な視点で、教育活動を推進できるよう教職員間の調整を行うことができる。
	⑪ 児童生徒の姿や地域の現状等に基づき、教育課程のPDCAサイクルを確立し、機能させることができる。	⑪ 教育内容の質の向上に向けて、児童生徒の姿や地域の現状等を関連の調査や各種データ等に基づき把握することができる。
	⑫ 学校経営ビジョンに基づく自校の教育内容と教育活動のビジョンを示し、その実現のために必要なICT環境や地域等の外部資源を活用する体制を整えることができる。	⑫ 自校のICT環境等、学校内外の資源を効果的に活用し、自校の <b>学校経営</b> ビジョンに即した校内研修(研究)を主幹教諭等とともに推進することができる。
	⑬ 児童生徒・教職員の健康・安全管理を適切に行うことができる。	⑬ 児童生徒・教職員の健康・安全管理を適切に行うことができる。
	⑭ 突発的な事態や災害時に迅速かつ確かな判断や指示をすることができる。	⑭ 突発的な事態や災害時に校長を補佐し、的確な判断や指示をすることができる。
	⑮ 学校で生じるであろう種々の危機事象を想定し、それに備える組織づくりをすることができる。	⑮ 学校で生じるであろう種々の危機事象を想定し、それに備える組織づくりを補佐することができる。
C ジャ リメン ト マ ネ ジ ム エ ン ト	⑯ 校内外の連絡、情報共有体制を整えることができる。	⑯ 校内外の連絡、情報共有体制を活用することができる。
	⑰ 地域等にある人的資源や物的資源等の確保と活用により、 <b>地域と協働した教育活動を組織化することができる。「チーム学校」を構築することができる。</b>	⑰ 地域等にある人的資源や物的資源等を活用するためのネットワークをつくることができる。
	⑱ 地域の人々や関係機関等に積極的に情報発信し、 <b>学校の現状や課題、学校経営ビジョンについて共通理解を図ることができる。</b> 地域と協働した教育活動を推進することができる。	⑱ 地域の人々や関係機関等に積極的に情報発信し、 <b>学校の現状や課題を説明</b> することができる。
	⑲ 校種間・学校間連携の体制を整えることができる。	⑲ 校種間・学校間連携を図るための連絡調整を行い、運営することができる。
	⑳ 教職員の育成を図るための校内指導体制を整えることができる。	⑳ 教職員の育成を図るための校内指導体制を運営することができる。
D リス ク マ ネ ジ ム エ ン ト	㉑ 学校の教育活動をより効果的に達成するために教職員を適切に指導することができる。	㉑ 学校の教育活動をより効果的に達成するために教職員に対する適切な指導・助言をすることができる。
	㉒ 教職員の評価を適切に実施し、フィードバックすることができる。	㉒ 教職員の評価を的確に実施することができる。
	㉓ <b>教員育成指標等を活用し、教職員のよさと課題を把握し、それぞれの教職員に応じた育成・指導を行うことができる。</b> 教職員の適性を見定め、計画的に育成・指導することができる。	㉓ <b>教員育成指標を踏まえ、教職員に対して必要な情報を伝達・説明</b> したりすることができる。
	㉔ 教職員の育成を図るための校長等を補佐し、校内指導体制を運営することができる。	㉔ 教職員の育成を図るために校長等を補佐し、校内指導体制を運営することができる。
	㉕ 学校の教育活動をより効果的に達成するために教職員に対する適切な指導・助言をすることができる。	㉕ 学校の教育活動をより効果的に達成するために教職員に対する適切な指導・助言をすることができる。
E ト ク マ ネ ジ ム エ ン ト	㉖ 校種間・学校間連携の体制を整えることができる。	㉖ 校種間・学校間連携を図るための連絡調整を行い、運営することができる。
	㉗ 地域等にある人的資源や物的資源等を把握して学校教育の活動とつなぐことができる。	㉗ 地域等にある人的資源や物的資源等を把握して学校教育の活動とつなぐことができる。
	㉘ 保護者や地域の人々に、学校の教育活動を知ってもらうために積極的に働きかけることができる。	㉘ 保護者や地域の人々に、学校の教育活動を知ってもらうために積極的に働きかけることができる。
	㉙ 校種間・学校間連携についての計画を立案することができる。	㉙ 校種間・学校間連携についての計画を立案することができる。
	㉚ 教職員の育成を図るために校長等を補佐し、校内指導体制を運営することができる。	㉚ 教職員の育成を図るために校長等を補佐し、校内指導体制を運営することができる。
F 人 材 育 成	㉛ 授業や学級経営に関して、教職員の相談に積極的にのったり指導・助言したりすることができる。	㉛ 授業や学級経営に関して、教職員の相談に積極的にのったり指導・助言したりすることができる。
	㉜ 教科や授業等について、専門的な指導・助言をすることができる。	㉜ 教科や授業等について、専門的な指導・助言をすることができる。
	㉝ 校長の掲げるワーク・ライフ・バランスの取組に基づき、業務改善に積極的に取り組むことができる。	㉝ 校長の掲げるワーク・ライフ・バランスの取組に基づき、業務改善に積極的に取り組むことができる。
	㉞ 校長等を補佐し、法令等に基づいた適正な学校運営ができるよう、学校の教育活動を調整することができる。	㉞ 校長等を補佐し、法令等に基づいた適正な学校運営ができるよう、学校の教育活動を調整することができる。
	㉟ 目標に向けた取組の進め方について、教職員に指導・助言をすることができる。	㉟ 目標に向けた取組の進め方について、教職員に指導・助言をすることができる。
G 服 務 監 督	㊱ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を教職員に説明し、学校経営に生かすことができる。	㊱ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。
	㊲ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。	㊲ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。
	㊳ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。	㊳ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。
	㊴ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。	㊴ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。
	㊵ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。	㊵ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。
H イ コ ア ン プ ス ラ	㊶ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。	㊶ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。
	㊷ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。	㊷ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。
	㊸ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。	㊸ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。
	㊹ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。	㊹ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。
	㊺ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。	㊺ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。

主幹教諭	指導教諭
命を受けた校務について、責任をもって取りまとめるとともに、教頭の代理や補佐を行い、調整能力を発揮して組織運営を活性化させることができる。	高い専門性と優れた指導力を身に付け、授業力の向上に向けて、研修・研究等の取組を全校的に推進することができる。
① 教育に関する理念や価値観を醸成する態度がある。	① 教育に関する理念や価値観を醸成する態度がある。
② 命を受けた校務を自覚し、遂行する使命感をもって責任を果たすことができる。	② 教諭等のリーダーとしての自覚と使命感をもっている。
③ 教育に関する新しい動向を吸収することができる。	③ 教育に関する新しい動向を吸収し、教科や授業の専門性の向上に積極的に努めることができる。
④ 児童生徒・保護者・教職員に対して、誠実に対応することができる。	④ 児童生徒・保護者・教職員に対して、誠実に対応することができる。
⑤ 命を受けた校務を推進し、教職員から信頼を得ることができる。	⑤ 授業や学級経営等において教職員の模範となり、信頼を得ることができる。
⑥ <b>学校経営ビジョンを踏まえ、教職員の意向や状況を管理職と共有し、調整を図りながら取組を進めることができる。</b> 校長等の意向を踏まえ、教職員に対して指導・助言をすることができる。	⑥ <b>学校経営ビジョンを踏まえ、教職員の意向や状況を管理職と共有し、取組を進めることができる。</b> 校長等の意向を踏まえ、教職員に対して指導・助言をすることができる。
⑦ 校長等と教職員との意思疎通を図ることができる。	⑦ PDCAの考え方にに基づき職務に取り組むことができるよう、教職員に対して指導・助言をすることができる。
⑧ 学校のデジタル化や業務の効率化・削減の取組について、校内体制の改善・充実を図り、業務改善を実践するとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。	⑧ 学校のデジタル化や業務の効率化・削減の取組について、校内体制の改善・充実を図り、業務改善を推進することができる。
⑨ 教科等横断的な視点で、自校の教育活動をとらえることができる。	⑨ 教科等横断的な視点で、自校の教育活動をとらえることができる。
⑩ 児童生徒の姿や地域の現状等を把握するために、関連の調査や各種データを収集することができる。	⑩ 教科等における高い専門性と優れた指導力に基づき、教職員に対して指導・助言をすることができる。
⑪ 自校のICT環境等、学校内外の資源を効果的に活用し、校内研修(研究)の運営に、指導・助言をすることができる。	⑪ 自校のICT環境等、学校内外の資源を効果的に活用し、授業研究等をコーディネートするとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。
⑫ 児童生徒の健康・安全管理を適切に行うことができる。	⑫ 児童生徒の健康・安全管理を適切に行うことができる。
⑬ 突発的な事態や災害時に校長等の指示を受け、教職員をまとめることができる。	⑬ 突発的な事態や災害時に、教職員がまとまるように日頃から声かけをしたり、相談相手となったりすることができる。
⑭ 学校で生じるであろう種々の危機事象を想定し、それらに対応できるような情報収集を行うことができる。	⑭ 児童生徒の個別の課題に即した支援等を率先して行うことができる。
⑮ 児童生徒の個別の課題に対して校長等を補佐し、支援を推進することができる。	⑮ 児童生徒の個別の課題に即した支援等を率先して行うことができる。
⑯ 校長等を補佐し、校内外の連絡、情報共有を図ることができる。	⑯ 校長等を補佐し、校内外の連絡、情報共有を図ることができる。
⑰ 地域等にある人的資源や物的資源等を把握して学校教育の活動とつなぐことができる。	⑰ 地域等にある人的資源や物的資源等を把握して学校教育の活動とつなぐことができる。
⑱ 校種間・学校間連携についての計画を立案することができる。	⑱ 校種間・学校間連携についての計画を立案することができる。
⑲ 教職員の育成を図るために校長等を補佐し、校内指導体制を運営することができる。	⑲ 教育活動の改善に向けた校内研修(研究)について、研究主任等と協力して推進することができる。
⑲ 学校の教育活動をより効果的に達成するために教職員に対する適切な指導・助言をすることができる。	⑲ 授業や学級経営に関して、教職員の相談に積極的にのったり指導・助言したりすることができる。
⑲ 教職員同士が学び合う仕組みづくりを行うとともに、指導・助言をすることができる。	⑲ 教科や授業等について、専門的な指導・助言をすることができる。
⑲ 教職員の服務監督を助けることができる。	⑲ 校長の掲げるワーク・ライフ・バランスの取組に基づき、業務改善に積極的に取り組むことができる。
⑲ 校長の掲げるワーク・ライフ・バランスの取組に基づき、業務改善に積極的に取り組むことができる。	⑲ 校長の掲げるワーク・ライフ・バランスの取組に基づき、業務改善に積極的に取り組むことができる。
⑲ 校長等を補佐し、法令等に基づいた適正な学校運営ができるよう、学校の教育活動を調整することができる。	⑲ 校長等を補佐し、法令等に基づいた適正な学校運営ができるよう、学校の教育活動を調整することができる。
⑲ 目標に向けた取組の進め方について、教職員に指導・助言をすることができる。	⑲ 目標に向けた取組の進め方について、教職員に指導・助言をすることができる。
⑲ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。	⑲ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。